

○川上委員長

平成最後、また新しい年号を迎える予算の委員会と思います。

委員各位の皆さんにおかれましては的確な質疑、また執行部の皆さんには明確な答弁を、よろしく願いいたします。

それでは、予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は18名です。この委員会は成立しました。

本委員会の日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日から8日までの4日間、欠席の届け出が服部雅恵委員からありました。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に山田雅士委員、小川喜敬委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第14号、平成31年度八街市一般会計予算についてです。

議案第14号、平成31年度八街市一般会計予算についてを議題とします。

委員並びに執行部の皆さんに申し上げます。

本日から8日までの4日間、原則午前9時から午後5時までの時間で予算審査を行います。

なお、進行次第では延長して審査を行う場合もありますので、ご理解をお願いします。

本日は、歳入に関する事項として、歳入全款、第4表地方債、歳出に関する事項として、総務常任委員会が所管する歳出及び債務負担行為を審査します。

審査の順番は、お手元に配付してある予算審査特別委員会審査予定表により行います。

本特別委員会の発言時は、ご自身でマイクのスイッチを押して赤に点灯してから発言をしてください。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して赤を消灯させてください。よろしくをお願いします。

執行部に申し上げます。

審査中でも本会議場から出入りは自由となっております。

なお、審査の進行上、扉は閉鎖しておりますので、ご了承ください。

委員の皆様申し上げます。

質疑は議事進行の能率を図る上から、予算書等の内容に沿ってページ数を明示した上で内容を明確にして質問されるよう、特にお願いたします。

歳入に関する事項について審査を行います。

最初に、第1表歳入歳出予算のうち、歳入全款について全委員により審査を行います。歳入の審査は、委員一人当たり1回の質疑時間を、答弁を含め10分程度とし、交代制を導入して行います。残時間に関しては、議場内の一般質問時間モニターで表示します。各自が確認しながら、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

歳入全款についての質疑を許します。質疑はございませんか。

○丸山委員

それでは、新年度予算について、歳入をお伺いいたします。

毎年お伺いするところは、市税についてですけれども、納税義務者が若干増加傾向というふうに思うわけですが、平成28年度以降、一人当たりの税額の伸びは低迷しているのではないかというふうに思います。平成30年度は一人当たりの納税額につきましては、8万9千153円にとどまっていると。課税標準の200万円以下の世帯が増加しつつあると、73.3パーセントというようなことで、200万円以下の世帯が増えている。これでは本当にアベノミクスの恩恵は感じられないなということ、改めて感じる場所なんですけれども、市税は平成30年度の決算見込金額で、当初予算よりも若干下回っているのにもかかわらず、平成31年度は1億9千950万円増を見込んでいるわけですが、その根拠を伺います。

○井口課税課長

平成30年度につきましては、固定資産税におきまして評価替えがございまして、落ち込んでしまったという状況でございます。平成31年度につきましては、そのあたりの評価替えの影響もなくなりまして、増に転じるというような形でございます。

個別に申し上げますと、個人市民税、こちらにつきましては、納税義務者が300名ほど増えておりまして、その関係で若干の増を見込んでおります。法人市民税は、ここ数年の納税の状況というものから増を見込んでおる状況でございます。

それから、固定資産税におきましては、家屋の新築棟数を225棟見込んだりとか、それから農地から宅地への転用、それから償却資産のここ5年間の増加の状況というものを見込みまして、増を見込んでおります。

それから、軽自動車税につきましては、新たに環境性能割が導入されることに基づきまして、その分を若干見込んだということ。それから、通常の軽自動車税につきましては、平成27年度の税制改正におきまして軽自動車税の改定が行われまして、平成28年度4月から、通常の軽自動車税7千200円が1万800円、50パーセントの引き上げというようなことになっておりまして、一部、1年間だけ経過措置ということで半額にするような措置でありますとか、25パーセントの割引といったような措置があるわけですが、2年目以降はそういったものが通常の課税に戻るということで、税が自然に上がっていくと。それから、軽自動車税につきましては、軽自動車そのものも台数が、若干ではございますが140台ほど増えているという状況がございまして、全体として伸びているといった状況でございます。

○丸山委員

個人の市民税に関しましては、消費税増税を踏まえ、なかなか今後は伸びていかないのではないかなということも感ずるわけですが、そういった点では、その辺はどんなふうにお考えなんでしょうか。

○井口課税課長

個人の市民税につきましては、ここ数年それほど大きく伸びているという状況はございません。委員のおっしゃるとおり、大きく伸びるということはないと思っております。

○丸山委員

そういう意味では、なかなか厳しい状況になっていくのかなということで、これからどう税収を増やしていくのかという点では、これからの質問の中でもお伺いしていきたいというふうに思います。

収納率の問題ですけれども、平成30年度の市税の収納率見込みを85.5パーセントとしたと。平成31年度は87.3パーセントとしているわけですが、これだけ伸ばす根拠というのは、どこにあるのでしょうか。

○渡邊納税課長

予算ベースで申し上げますと、収納率トータル87.3パーセントというような見込みになっております。申し訳ございません。予算ベースで申し上げますと87.3パーセントでございますが、今年度、平成30年度の1月末時点で、収納率につきまして再度積算をし直しましたところ、若干の誤差はあろうかと思いますが、概ね86パーセントほどはいくのではないかと考えてございます。そういったところから、平成31年度の収納率につきましては、ある程度クリアできるのではないかと考えております。

○丸山委員

市税の滞納繰越分についてですけれども、2億2千万円徴収するよう計上しているわけですが、その根拠を、この2億2千万円を徴収できるというその根拠ですね。それから徴収対策を強化するという方針もあるようですけれども、こういった内容で強化していくのか、その辺はどうなんでしょうか。

○渡邊納税課長

すみません。まず、滞納繰越分の積算の根拠でございますが、まず現在の、平成30年度の滞納繰越分につきましてどのくらい徴収できるかと、今年度どれくらい徴収できるかということにつきまして、翌年度の繰越分について試算いたします。当然不納欠損分につきましても加味いたしまして翌年度の繰越分を計算いたします。それと、平成30年度の現年課税分につきまして、どの程度徴収できるかということ積算いたしまして、その差額につきまして、平成31年度に繰り越すという形になります。その滞納繰越分と現年課税分のトータル合算いたしまして、平成31年度の滞納繰越分につきまして計算させていただきました。

それで、翌年度の徴収強化につきましては、新年度予算計上しております特に大きなものとして、ペイジー収納、それからクレジット収納の準備経費でございますが、これにつきましては平成32年度からということになりますので、平成31年度は影響はないかなというように考えております。

それ以外につきましては、例えば一般会計でペイジー収納・口座振替受付サービスを導入しますとか、平成30年度から自動電話催告システムを導入しておりますが、その本格稼働というものも期待しております。そういったものもございまして、あと、督促状につきましては、見直しをかねまして、平成31年度から納付書一体型の督促状に変更しようと進めているところでございます。

こういった中で、私ども地道な徴収努力を引き続き行いまして、徴収の方を行ってまいりた

いというように考えております。

○丸山委員

平成30年度から導入した電話催告ですけれども、これはかなりの期待が寄せられるところ
なんですか。その辺はどうなんでしょうか。

○渡邊納税課長

平成30年度に導入しております自動電話催告システムでございますが、実は稼働についま
しては、この2月からということで、本格的に稼働しております。

実際として、6日間電話催告を行いまして、対象の滞納者が1千80件、滞納額といたしま
しては7千101万6千円を対象といたしました。そのうち、ご本人様が受信できたという
ように確認しておりますのが640件、率にいたしますと59.26パーセントの方が概ね
受信できているのかなというように考えております。

それから、金額ベースで、催告をいたしました方が納付をしていただいた金額でございます
が、605万3千円ほど入金を確認しております。これについては、収納額ベースの率で申
上げますと、8.5パーセントの収納の方を確認しておりますので、こういった新年度督
促状を発布した後、一定期間置いた後に電話催告を行うことによって、ある程度の現年分の
収納が期待できるのではないかと考えています。

○丸山委員

電話を受けた市民はギョッとしたということで、そんな声も聞いているわけで、もう少し丁
寧な対応がないのかなという感じもしないではございません。

次に、固定資産税についてですが。

○川上委員長

丸山委員、次の方と交代していいですか。

次の質疑の準備の方はいらっしゃいますか。

質疑がなければ、丸山委員、続けてください。

○丸山委員

固定資産税についてですけれども、60ページです。固定資産税の償却資産で6億1千70
0万円となっています。これの内容はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○井口課税課長

機械設備が主なものでございまして、工場内に設置された機械設備でありますとか、あとは
10キロワット以上の太陽光発電の設備でありますとか、そういったものが非常に多いと
いった状況でございます。最近、今年度も新たに償却資産の所有者の方から申告書の提出の
方があるわけですが、一部が機械設備でほとんどが太陽光設備といった状況でございます。

○丸山委員

この割合はどの程度なんでしょうか。例えば太陽光が何割、機械設備等はどのくらいという
のはわかりますか。

○井口課税課長

大変申し訳ないんですが、細かな構成比というものは出してございませんけれども、太陽光

というよりは、全体として平成30年度の現在の課税標準額で申し上げますと、一番多いのは機械及び装置ということで、この中に太陽光発電等も含まれるわけございまして、全体が大体421億円ほど課税標準額があるわけですが、そのうちの216億円が機械設備ということで、この中の多くに太陽光発電が含まれているというような状況ございまして、細かな構成比等はわからないので大変申し訳ございませんが、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思えます。

○丸山委員

償却資産がきちんと調査されていれば、これは大きな税収になっていくのではないかというふうに思うわけなんで、この間、償却資産の調査を進めるといった答弁があったというふうに思うんですけども、この調査というのが実際に行われてきているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○井口課税課長

これまでの間、毎年、経済産業省の方から太陽光発電設備の認定の状況というものを入手しておりまして、それに基づきまして、設置されているものについて現地調査を行い、申告書を提出するよう文書を発送しているところでございます。

経済産業省のエネルギー資源庁では、そういった太陽光発電設備、再生可能エネルギーの導入の状況、いわゆる固定価格の売電をするために経済産業省の方の認定をとるわけですが、そういった認定をとった設備の状況、そういったものをこちらにいただいているということで、それをもとに調査をしているといったことございまして。

○丸山委員

この固定資産税の対象となるのは太陽光だけではないと思うんですね。そういう点では、きめ細かな調査というのが必要ではないかというふうに思うんですけど、いかがですか。

○井口課税課長

基本的には、償却資産は150万円を超える機械設備が全て対象となるわけございまして、なかなか個々の機械設備、そして減価償却等もございまして、なかなかその実態を把握するというのは難しい部分もございまして。ただ、今は中小企業庁が中心になって、中小企業支援のために償却資産の固定資産、先端設備を導入する場合は3年間、固定資産税の課税標準をゼロにするというような措置をやっておりまして、こちらは市の認定をとっておりますので、そういうものを通じても新たな施設の設置状況というのは、こちらで把握しているといった状況でございます。

○丸山委員

それは直近の問題だと思うんですけども、この間、対象となる機械等を持っているところに関しては、きめ細かな調査が必要ではないかと。予算編成方針では、税負担の公平性の観点から、課税客体の捕捉に努めるとしていくというふうに言っているわけですから、滞納世帯だけをそういう対象にすることなく、こういった償却資産の問題もきちんと捉え、税収につなげていくということを検討すべきであるというふうに思います。

それから、次に64ページですけども、地方消費税交付金ですけども、これは前年度と

比較いたしましたして3千100万円の減となっております。これは、消費税8パーセントでは、地方に配分される地方消費税は1.7パーセントだと。消費税増税分の3割が地方に配分されるということで、政府の方は説明しているわけですがけれども、実際に消費税が増えるのに、このように減になるというのはどういうことなのか、その辺についてお伺いいたします。

○會嶋財政課長

実際、今回の8パーセントから10パーセントになる。2パーセントがそのまま課税されるということになった場合の、その2パーセント分については、実際地方に配分、交付されるのは4月以降というふうになります。これは申告と納税と配付というような期間がありますので、概ね半年後以降ということになりますので、今回の2パーセント分については、平成31年度中に入るかどうかは今のところわかりません。

それから、全体的に減額しているということは、ある程度消費税の方の収入的なもの見込みが、国の方との数値のもとに私どもは計算しておりますので、これはあくまで、先だつての説明でも申し上げたとおり、国の資料、県の資料の数値だけでの計算ということになります。ですから、決算ベースになったときには、過去の収入額によって、八街市の配分というのは多少変わってくるかとは思いますが。

○丸山委員

それでは、消費税増税による落ち込みということ算出したというふうに理解してよろしいですね。

○會嶋財政課長

そこまでは見ておりません。ですから、今回入らない分というのは、あくまで地方に分配されるタイミングのそのスケジュール的なものが、今までと同様に半年以降になってしまうということですので、2パーセント分はどう計算しても、年度内に全額がこっちへ配分されるのかというところの問題でありまして、全体の消費が増えたか減ったかというものを加味した上での減額ということではありません。

○丸山委員

今、4月1日からは食料品が増税するんだというようなことで、大変市民の皆さんも不安を感じており、また10月からは消費税増税というようなことで、大変市民の皆さん、また業者の皆さんにとっても、本当に戦々恐々とした状況になっているというふうに思います。

それでは、次に64ページの自動車取得税交付金、これも2千800万円の減となっているわけですが、これは最終的には全額補填の保証はあるのかどうか、その辺についてお願いします。

○會嶋財政課長

実際、自動車取得税交付金というのが後には廃止されまして、環境性能割交付金という形で地方には配分されるという形になります。それで、平成31年度分に限りましては、減税などがありますので、その分については、10款の方の地方特例交付金の方で加算されるというものと、その下の9款の環境性能割交付金と、これで補填されるということで、一応予算上の計算でいきますと、今のところ8万円弱ぐらいが入ってこないのかなと。これは数字の

いろいろな違いがありますので、今のところ予算上では8万円程度の減額となりますが、これも決算を迎えてみないと明らかになりませんので、また決算のときには明らかにさせていただきたいと思えます。

○川上委員長

歳入の全款についての質疑を行っております。他の委員からは質疑はありませんか。
では、丸山委員、続けてください。

○丸山委員

わかりました。

次に地方特例交付金、65ページです。こども・子育て支援臨時交付金とあるわけですが、これは消費税増税に伴う保育料の無償化への交付金であるというふうに思いますが、対象となる施設数と対象人数はどのくらいになるのか。また、自治体負担はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

○市川子育て支援課長

こちらの方は、あくまでも本年度のベースをとという形になっております。一応、基本的に3歳の園児が現在200名、4歳クラスが227名、5歳が197名という形になっておりまして、こちらの方の年齢区分については、全て無償化になるという形で考えているところでございます。

また、大変申し訳ございません。ゼロ歳から2歳については、非課税世帯という形でございます。ちょっと人数は詳しくありませんが、こちらの方も含めて今年ベースに応じまして、算定をしているところでございます。

○丸山委員

対象施設数はどのくらいでしょうか。

○市川子育て支援課長

こちらは、保育園は、公立が6園、私立が2園ございます。また、こども園が1園。それから小規模保育事業所が2園という形になっております。現在につきましては、そちらの方を目安に考えておりまして、これ以外については、まだ制度が明確になっていませんので、認可外についてはどうするのかという形については考えていません。

また、幼稚園部分ですが、幼稚園については公立が3園、私立も3園ございます。このほかに、市外に通うお子様もいらっしゃいますので、これについては実績ベースでの検討という形にさせていただいているところでございます。

○丸山委員

公立に関しましては、平成31年度分については国が持つと、しかし来年度は各自治体持ちなさいよと、公立の分に関してはというようなことなんですけれども、そうなった場合には、どのくらいの負担増になるのか。

○會嶋財政課長

例えばのお話で申し訳ありませんが、例えば平成32年度、3歳以上児という形で限った数字で申し訳ありません。それで計算しますと、概ね9千300万円程度になります。こちら

は、今のところ地方消費税交付金で面倒を見てくれるというふうに認識はしております。

○丸山委員

それでは、自治体負担は全くなしという方向でよろしいですか。

○會嶋財政課長

今、例えば市立保育園の3歳以上児という話をさせていただきました。あとは、仮に私立の認定こども園に対するものですか、その辺は一財が出る計算ではありますが、これは私どもの希望としては交付税で面倒を見ていただきたいというふうに考えております。

○丸山委員

市長にお伺いいたします。こういう消費税増税で子どもは無償化にしますよという国の方針の中で、自治体に負担を背負わせるということは絶対にないように、それは市長自身は国に対して意見を言っていかなければならないというふうに思いますが、その辺については、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○北村市長

実は、幼児教育の無償化の具体化にあたっては、消費税引き上げには地方財源をしっかり踏まえるということがありまして、地方自治体と十分協議をしていただきたいということ、まず決議しておりまして、その件につきましては、国にできるだけ負担をしていただきたいという意向、そして決議を市長会ではしております。

○丸山委員

ぜひ、消費税増税のために自治体が負担を負うということが絶対ない、そういう対応をぜひ国に向けて進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、65ページの地方交付税についてお伺いいたします。

この地方交付税の見込みは、2億2千万円増の36億4千万円ということになりそうですが、地方交付税とともに一般財源となる臨時対策債は市税を合わせると118億6千400万円になるわけですね。平成30年度の決算見込額との比較では、一般財源は横ばいであるというふうに思うわけですが、こういった一般財源が平成25年度以降横ばいであるというふうに思います。横ばいというよりも下降傾向の中であるわけですね。

なかなか、地方交付税が増えても実際には一般財源は膨らんでくるわけではないんですけれど、この財政運営への影響というのはあるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○會嶋財政課長

地方交付税と市税という形で、この交付税がいただけるからくりの中には、地方の税金が増えれば、例えば需要額が同じであれば、地方の税金が増えれば交付税は減るという形にはなりません。今回の場合も含めて全体的に、例えば下降きみというような結果が出ておりますので、全くこれが影響がないのかということでは当然ございません。八街市の財源の占めるものは、市税と地方交付税、その他交付金等々が概ね占めておりますので、そのどれかが崩れていけば、当然市の財政にも影響は出てくるという推測はされます。

それで、実際に平成30年度中にも、将来5カ年の財政推計というものをこしらえておりまして、その中でも、このままの状態であれば、財政調整基金も徐々に減って行って目減りを

するということですので、その辺も含めた中でも、先ほどのお話に戻りますけれども、地方が負担をしなくてもいいものは国が負担すべきという形の、そういった意思表示というものはお願いしてまいりたいというふうに思います。

○丸山委員

全くそのとおりだというふうに思います。

それで、これもお伺いするのは、地方交付税を大きくゆがめてきているのがトップランナー方式だと思うんです。このトップランナー方式による算定というのは、あってはならないのではないかなというふうに思うんですけれども、八街市、新年度のこのトップランナー方式による影響というのはどのくらいあるのか、わかりますでしょうか。

○會嶋財政課長

トップランナー方式の影響は、今のところでは試算での影響額になりますので、確実にこの額とは申し上げられませんが、試算上での影響額とすれば、需要額、収入額、両方合わせて4千800万円程度減額というような推計になっております。

○丸山委員

ちょっと、市長にまたこれもお伺いいたしますけれども、4千800万円ということですが、たかが4千800万円、しかしされどこの4千800万円があれば、市民サービスがどれだけできるのかということを考えますと、大変大きいというふうに思うわけです。

こういった地方交付税のあり方をゆがめるトップランナー方式に関しては、これは市長会ではどんなふうに取り扱っているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○北村市長

いわゆるトップランナー方式を含む地方歳入歳出の効率化を議論する場合でございますけれども、地方の財政力・行政コストの差は、人口規模あるいは高齢化率、経済情勢、地理的条件、歳出削減努力以外の差によるところが大変大きいというふうに判断しておりまして、一律に行政コスト比較になじまないことを十分留意すること。特に地方交付税基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることを十分留意すること。そして、地方の努力により行政コストを下げた分、地方の財源が削減されることになれば、地方自らが創意工夫を行うインセンティブが阻害されまして、地方の改革意欲を損ねるということでありまして、この地方財政改革により生み出された財源は、必ず地方に還元すること。ということで協議、決議しております。

○丸山委員

私は、このトップランナー方式というのは、各自治体の創意工夫の事業を本当に曲げてしまうものであると。地方自治体にはそれぞれのやり方があり、国と同じような一律のやり方で運営できるわけではない。そういう点では、こういったトップランナー方式は、即やめるようにということを、市長、国に求めていただきたいというふうに思います。

そして、今、地方交付税がさらにゆがめられているというのは、常に算定されている。算定しております。地方交付税は算定していますと、計算だけはどんどんされてくるんですけれども、実際にはなかなか内容的には算定された分が含まれているのかどうかという、大変地

方交付税の中身が疑問であるというふうに思うわけで、そういった点では単なる算定ではなくて、きちんと内容をもって示していただきたいと、こういうことも国に対しきちんと市長は言っていくべきではないかというふうに思います。

次に、65ページの交通安全対策特別交付金についてでございます。

これは、新年度も100万円の減となっておりますけれども、平成29年度、平成30年度もともに100万円ずつ減額となっております。この交付金の算定基準は、一体どんなふうになっているのか。なぜ毎年毎年100万円ずつ減になっているのか、その辺についてお伺いいたします。

○會嶋財政課長

交通安全対策特別交付金の原資自体が反則金になりますので、反則が多ければ多いほど原資が増えて、それを今度、各自治体は交通事故の発生件数というのもあり、あとは人口集中地区人口と道路延長があります。それで、交通事故発生件数が我々としては半分を占めますので、原資も減って事故が減れば当然八街市の配分は減るということですので、たくさんほしいという内容のものではございませんので、これは減っていけば減っていく分だけ、全体的に件数も減り、うちの件数も減りというようなことが言えるとは思いますが。

○丸山委員

実際に八街は事故が減っているのかどうか。100万円も減らされるほどね。その辺についてはどんなふうに把握されていますでしょうか。

○會嶋財政課長

具体的数字は今ちょっと持っていないんですが、たしか平成29年度決算の段階でも、若干減っていたような記憶がありますので、これは今確認しまして、後ほど件数は申し上げます。

○丸山委員

それでは、使用料及び手数料、66ページです。

これは、来年度消費税増税になるわけですが、こういった使用料・手数料について、増税に伴う見直しはされるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○會嶋財政課長

使用料・手数料につきましては、その積算の根拠の中に消費税後が計算されているものがあれば、当然計算し直しをして、それが負担をお願いする額まで達するものであれば、お願いする方向で考えております。それは、条例になりますので、次回の議会には提出しようと考えております。

○丸山委員

この中で、どれが対象になってくるのでしょうか。

○會嶋財政課長

今、それはただいま精査中でございます。今各課から吸い上げているところですので、それが具体的に対象となるかならないかというのは、今精査中でございます。

○丸山委員

わかりました。

それでは、67ページの住宅使用料についてお伺いいたします。

新年度は230万円の増ということですが、これはどのような状況で増となるのか、お伺いいたします。

○海保都市計画課長

こちらにつきましては、算定の数字が平成29年度の決算ベースで計算しておりまして、そのためにこの程度の増額となっております。

○丸山委員

平成29年度の決算からいきますと、入居可能住宅の3分の1は空き家だったということで、財源的な効率の関係では、解決すべきではないかという指摘をしたことがございますけれども、新年度は、何世帯の入居の増を見込んでいるのか、その辺はいかがでしょうか。

○海保都市計画課長

増加につきましては、最低でも10以上は入居されるのではないかと。反対に、退去される方もおりますので、単純に増ということだけではないと考えております。

○丸山委員

単純にということを言われているんですけれども、実際には高齢者が入れる住宅ということでは、今は朝陽しかないわけで、高齢者が入りたくても入れないなという状況はあるわけですね。やはり3分の1の空き家でいいのか。これは本当に市民の財産であって、市民がどれだけ活用できるのかということが求められているというふうに思うわけで、そういう点では、早期に高齢者も入れるような体制を作り、100パーセントの入居率で対応していくべきではないかというふうに思いますが、今の答弁の中では思い切った取り組みがなされるような様子が見られないんですけれども、その辺については3分の1の空き家程度でいいのか。3分の1の空き家をもったままで平成31年度も運営していくのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○海保都市計画課長

こちらにつきましては、昨年度、九十九路団地を单身の方も入居可能ということで、お願いさせていただきましたが、今年度は長谷団地につきましても单身の方の入居を認めておりますので、より入居の方はハードルが下がったというふうに考えております。

○丸山委員

高齢者世帯では、どちらも階段があるわけですね。1階のお部屋に行くにも階段があるということで、その階段解消がなければ、高齢者世帯はなかなか利用できないというのが実態です。そういう点では早期の改修をすべきではないかと。そして100パーセントの入居ということで、財源的にもきちんと効率的な対応をしていくべきであるというふうに思います。

それから、いま一つは、税の滞納者は市営住宅に入居できない、こういう市民サービスの制限があるわけですが、これは何らかの事情によって税が納められない人が、安い市営住宅に入ることによって、高いアパートから移って安い市営住宅に入る。その分を税に納めるということができると、そういうことも考えられるわけですね。

ですから、分割納付誓約をしたらきちんと対応できる、そのような見直しも必要ではないか

というふうに思うわけですが、その辺について、市長はどんなふうなんでしょうかね。こういう対応策は検討していくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょう。

○北村市長

いわゆる滞納者との納税相談あるいは納税交渉でございますけれども、事前の実態調査あるいは財産調査を踏まえまして、個々の収入や財産状況、家族構成、その他の生活実態等につきまして極力把握するように努めながら、丁寧な対応に心がけておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○丸山委員

滞納によって、市民サービスの制限を受けている方に対する対応ですけれども、滞納しているからという制裁措置でいいのか。やはり、少しでも滞納をなくしていくためには、分割納付誓約ができた世帯に関しては、市営住宅に入居してもらっていいですよと、そういう対応すべきではないかというふうに思いますが、市長、もう一度その辺についていかがでしょう。

○北村市長

先ほども答弁しましたとおり、そうしたことを踏まえた中で、その市営住宅につきましても丁寧な対応、そして相談を承っております。

○丸山委員

丁寧な対応しても、実際には滞納している人は入れないわけでしょう。もう条件が滞納している人はだめですよと、受付の段階で入れないというのが、今の状態じゃないですか。だから私は言っているんですよ。幾ら丁寧な対応をしている、丁寧な対応をしているといっても、条件が滞納している人は入れませんというのが実態です。だから、そういう机上のことを言っていないで、実際のことできちんと1つ1つ解決していただきたいというふうに思います。

市長は、「笑顔あふれるドリームシティ、八街市の創生」ということで、市民一人ひとりの声を大切に、丁寧な街づくりを進めるということを言われているわけですね。で、市民の子どもからお年寄りまで全ての市民の皆さんが、健康で充実した生活を送れるようにしたいんだと、市長自身がそのように言われているわけですよ。

ですから、滞納している方も市民です。いろんな事情があって滞納してしまっているんだけど、八街市との、滞納しちゃったけどきちんと払います、そういう分割納付誓約のできた人は、誠実にそういう市と約束をして分納をしていきますよと、そういう約束ができた人はきちんと市営住宅に入ってください。そういう施策が必要じゃないかということを、私は申し上げている。ぜひ、市長のドリームシティ八街の創設の第一歩は、こういった確かに滞納しているけれども、こういった困った人たちを助け上げる、すくい上げる、そういう施策を充実させることを、私は求めたいというふうに思います。

市長、もう一度いかがでしょうか。

○北村市長

いろいろ事情がございますので、そういうことを踏まえながら検討させていただきます。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、60ページ、市税についてお伺いします。

滞納処分についてですけれど、八街市では滞納について徴収強化がされてきております。特に預貯金の差し押さえ、それから給与の差し押さえと、こういうことが行われているということで、特に給与の差し押さえの後には、働く本人に10万円しか手元に残らないというところでは、市民の皆さんがそれで生活できるのかということで、その話を聞いた人たちも本当に心配されておられます。

この新年度では、給与の差し押さえ、それから預貯金の差し押さえ、強化をするのかと思うんですけれど、新年度はどのような徴収を、特にこの2点については、どのような方針で行われるのか、お伺いします。

○渡邊納税課長

差し押さえにつきましては、強化というよりも、地方税法で定められておりますので、その法律に基づいて実施していかなければならないということになっております。

その中で、まず給料につきましては、10万円のみを残す給料の差し押さえにつきましては、厳密に申し上げますと、3つの区分の差し押さえ禁止が設けられておりまして、1つ目は、給与などから源泉徴収される所得税、特別徴収される地方税及び控除される社会保険料に該当する金額でございます。

2つ目は、滞納者及びその者と生計を一にする親族が生活保護法による生活扶助の給付を受ける者と仮定した場合における、その扶助の基準となる金額を勘案して、政令で定める金額ということで、ひと月ごとに滞納者は10万円、その者と生計を一にする親族一人につき4万5千円という形で、控除します。

それから、3つ目といたしましては、給料等の金額から、今申しあげました1つ目と2つ目の金額を控除した金額の20パーセントに相当する金額を除くということになっております。

法的に、生活保護法による生活扶助に準じた形での生活保障は確保されているものとは考えております。しかしながら、例えばでございますが、医療費が高額な場合、かかってしまう場合があると、そういった場合につきましては配慮をさせていただいているところでございます。

それから、預貯金につきましては、差し押さへの制限というのは特にございませんが、給与等の振込口座である場合につきましては、給与等の収入が確認できる場合につきましては、給与の差し押さえに準じまして、配慮をさせていただいているところでございます。

○京増委員

その内容をご説明とおりになんですけれど、新年度は、平成30年度と比べてどのような徴収件数を考えているのか、そこをお聞きしているわけです。

○渡邊納税課長

特に徴収件数の目標というものはございません。基本的には滞納されている方に対して、私ども財産調査等を行いまして、そういった財産を確認した中で対応してまいるといような

形になります。

○京増委員

働いている方の給与10万円、そして家族が一人につき4万5千円、手元に残るということで、これは働いている方がそれだけの収入しか手元に残らないということは、私たちが話を聞いただけで、生活保護基準ぐらいのそういう程度で、本当にこれからも元気に働けるという栄養がとれるのかとか、本当に回りも心配するわけです。それは、法律に定められたことでやってると思うんですけど、そういう市民が、それこそ夢のある暮らしを持てるのかということから考えましても、市民の生活実態、払えなくてためてきて、そして今度は本当に手元に残らないというような状況ですから、そこのところは、少しでも安心して暮らせる状況を考えながら、徴収をしていただきたいと思います。

○川上委員長

京増委員に申し上げます。

予算案の審査をしております。的確な審査をお願いしたいと思います。一般質問に偏るような質問は控えてください。

○京増委員

はい。

それから、現年分の滞納者への電話督促ですけれども、これは先ほどの説明では、額にして8.5パーセントぐらいの効果があつたというような答弁だつたと思うんですが、現年分を早く納めていただくということは大事なことだと思んですが、ただ、1千80件のうち640件が受信をした模様だということでした。受信をしなかったという世帯については、どうということが考えられるのでしょうか。

○渡邊納税課長

受信をされていない方につきましては、あと考えられる手段といたしましては、財産調査などを行った中で、場合によっては滞納処分も視野に入れながらやらざるを得ないかなというように考えております。なるべく早く納めていただくように、適宜文書催告等も合わせて行ってまいりますので、そういった中で、電話で対応していただけない方につきましても、文書の方で対応をするように努力をしてまいります。

○京増委員

電話督促については、これは電話で言われても本当に冷たい感じがするという話は、私は聞いております。特に現年分を滞納され始めた方たちに対しては家庭訪問、きちんとお会いするということが大事かと思うんですけど、現年分を滞納されている方のどのぐらいにきちんと対面できたのか、お伺いします。

○渡邊納税課長

現年分の臨戸訪問につきましては、毎年4月から5月までの出納整理期間中に、ほかの課の方々の応援もいただきながら、集中滞納整理というものを行っております。そういった中で、現年分の未納者の方々につきましては、できるだけお会いするようにということで、努めております。

場合によっては不在の方もおります。そういった方に対しては、お手紙を置かせていただくとか、送付するとか、そういったこともしながら、極力交渉の場に乗せていただくような努力をしております。

○川上委員長

質疑中ではありますが、ここで10分間、休憩をいたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時11分)

○川上委員長

再開します。

初めに、會嶋財政課長から発言を求められております。

○會嶋財政課長

先ほどの交通安全対策特別交付金の基礎数値、交通事故の発生件数でございますが、平成27年度分の件数が672件、平成28年度分の件数が581件、平成29年度分の件数が510件という形になっております。

それで、今回の当初予算につきましては、この額は、先ほど来、ほかの項目でも申し上げているとおり、県の推計、増減率を掛けた数字で計算した結果でございますので、実際はこういった事故発生件数と人口集中地区、改良済道路延長、それと全体での反則金の額、これによって決まってくるので、今の段階では、あくまで前当初予算とのマイナス予算という形で計上してございます。

○川上委員長

それでは、質疑を続けます。

○京増委員

60ページ、先ほどからの続きをお願いいたします。

先ほどの課長の答弁では、対面の努力をされているということはあったんですが、何件と対面できたのかというお答えはなかったので、お願いします。

○渡邊納税課長

今年度、平成30年4月から5月までの期間の集中滞納整理の件数でございますが、隣戸件数が1千116件ございました。

○京増委員

1千116件お尋ねをしたということですね。そのうちの何件と会うことができたんですか。

○川上委員長

京増委員、歳入全款をしていますので、平成30年度ではなくて平成31年度の予算案についてお願いします。

○京増委員

恐らく、今のご答弁ですと何件と会う予定、例えば平成31年度は何件と会う予定があるのであれば、平成30年度は何件会えたから何件会うとか、そういうことができるはずですけど、平成30年度を踏まえて平成31年度の会う件数というのを考えているのかどうか、

お伺いします。

○渡邊納税課長

集中滞納整理の計画につきましては、これから4月、5月にかけて実施いたします。その計画につきましては、まだ策定しておりませんので、今後という形になります。

去年の4、5月で実施いたしました件数につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。1千116件。ただ、お会いできたかどうかというものまでは、集計してございません。ただ、お会いできなかったとしても、先ほど申し上げましたが、お手紙などで対応をさせていただいて、なるべく交渉の土台に上げていただくような形で、対応しております。

○京増委員

市民の暮らしをいかに守っていくかと。お金がなくて払えない方たちをもっと苦しめることにならないようにするにはどうしたらいいかというところで、私が何遍もお聞きしているのはそこなんです。本当に市民の方が安心して暮らせる、そういう納税、徴収の方法が必要だと思います。

それから、66ページですが、市立の保育園滞納繰越分45万1千円と見込んでおりますが、これは何人分なのか、そして収納率はどのぐらいを見込んでいるのか、お伺いします。

○市川子育て支援課長

こちらの予算でございますが、前年度入ってきている率は、概ね滞納分の16パーセントが入ってきているという形で計算させていただいております。これは実績に基づいての計算となっております。

なお、大変申し訳ございません。平成29年度末の滞納件数でございますが、総額で24件の調停をしているところでございます。まだ全てが入っている形かどうかは把握しておりませんが、一応24件程度まだ滞納者がいらっしゃるという形で、ご理解いただければと思っております。

○京増委員

その24件の方の滞納の、払えなかった理由というのはどうなんでしょうか。

○市川子育て支援課長

こちらの方は、保育料が高過ぎるということで入れないという方が当然いらっしゃるんですけど、ご相談の中では児童手当の方から、申し出によって引き去りをさせていただいて結構ですということでお支払いしている方もいらっしゃるんですが、どうしても所得に応じての給料改正がございますので、それに応じまして未納される方がいらっしゃるという形では理解しているところでございます。

○京増委員

保育料が高過ぎて払えないということは、例えば国民健康保険税などももしかしたら払えないかもしれないとか、そういうような生活がどうなっているのかということも考えながら、対応していく必要があるかなと思うんですが、そういう生活状況はお聞きしながらやっているんでしょうか。

○市川子育て支援課長

以前から、面談の中で分納という形で、一括では払えないという形になりますので、当然税等で、ご本人様から税を先に払いたいのので一部分しか払えないという形であれば、税を優先させていただいて、納入できる範囲内で納入していただいている経緯がございますので、これについては引き続きそういう形でやっていきたいと考えております。

○京増委員

次に、私立の保育園の滞納について、何人分なのか、また収納率をお伺いいたします。

○市川子育て支援課長

こちらの方も、概ねこれまでの平均という形でさせていただいております。一応、本年度につきましては、かいたく保育園につきましては、滞納分については94パーセントを見込んでいます。また、風の村保育園につきましては、決算の方が逆にちょっと低くて、32パーセントという形で、園ごとに明確な違いもありますので、そういう形で、前年度の比較をして計算させていただいているところでございます。

○京増委員

保育園によって、滞納の状況が違うようですが、この36万1千円というのは、滞納繰越分何名なのか、お伺いします。

○市川子育て支援課長

先ほど、平成29年度の実績で24件というふうに申し上げさせていただいたんですが、これは私立も含めた24件でございまして、そのうちの10件が私立の保育園、園ごとには把握しておりませんが、私立だけで10件ほどの滞納者が、平成29年度はいたという形でご理解いただきたいと思います。

○京増委員

それでは68ページ、総務手数料についてですが、戸籍住民基本台帳手数料の中で、通知カード・個人番号カード再交付手数料32万4千円とあるんですが、再交付は何件を見込んでいるのか、お伺いします。

○春日市民課長

平成31年度に関しましては、通知カードが500円×600件、個人番号カード800円を30件を見込んでおります。

○京増委員

それは、恐らく前年度の実績を踏まえてのことだと思うんですが、ということは、それだけ紛失とかどこにしまったかわからないような状況で再交付を希望されるんだと思うんですが、結局、新年度も含めて、本当にもう何件も再交付があると思うんですが、これはどのくらいになっているのか、わかりますか。

○春日市民課長

平成29年度の実績を申し上げますと、通知カードが622件、個人番号が23件と、毎年大体同程度の再交付が出ていますので、平成31年度も同様に計上いたしました。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

雑入からお伺いしたいんですが。

○川上委員長

ページ数をお願いします。

○小高委員

すみません。今とじちやいました。

生活保護費の返還金という項目があるんですが、80ページです。

生活保護費返還金という項目がございます。これは、例年のデータにより算出しているものだと思うんですが、本来適正に運用されていれば返還金という項目は不要だと思います。その中でこのような数字を出す必要性があるのか、お伺いいたします。

○日野原社会福祉課長

確かに、ご指摘のとおり正しく申告されていれば、こういう金額が発生することはないと思いますが、ただ、年金の遡及の課税であるとか、特に保護者の責任によらない部分で発生する場合もございますので、一応3年間の平均値により算出の方をかけました。

○小高委員

同じく80ページ、また81ページをまたぎまして、新市町村振興宝くじ交付金、また81ページの市町村振興宝くじ交付金、またスポーツ振興宝くじ助成金という項目がございます。この支出の算定が、人口割だったり決まっているのかと思います。その辺の、また使途の中での交付計算式だったりの説明をお願いいたします。

○會嶋財政課長

市町村振興宝くじ交付金と新市町村振興宝くじ交付金、これは一応今回予算額は、市町村振興の分は平成30年度と同額、新市町村については平成29年度の交付額と同額という形で、仮の算定をしております。実際の数字として決算で来るものは、人口などで配分されているということになります。

それから、もう1点のスポーツ振興については、これは事業によって決まるものでございまして、例えば平成30年度で言えば、テニスコートの修繕、その事業によって割合が決まる。さらに、その事業費の使い方によってもさらに割合が決まるというような形で、今回の平成31年度分については、小出義雄杯の八街落花生マラソンの事業に対する助成金に対する補助でございます。

○小高委員

続きまして、81ページの指定管理者納付金という項目がございます。指定管理者は、八街がしているのは1件だったように記憶しているんですが、どのような体質の納付金なのか、お伺いいたします。

○高梨障がい課長

こちらの指定管理者納付金ですけれども、障害者就労支援事業所指定管理者納付金といいまして、指定管理者の方から土地の賃借料と建物の賃借料として納入していただいております。

○小高委員

同ページの「わたしの街みどりづくり事業」交付金、これについての説明をお願いいたします。

○川上委員長

担当課は農政課ですか。

○小高委員

後ほど担当課からの答弁をいただきます。

続きまして、八街駅の掲示板がございまして。このページには番号案内表示器広報掲載料がございまして。これは、恐らくホールだと思っておりますが、八街駅の掲示板に対する収入の面はどこに入っているのか、お伺いいたします。

○古西都市整備課長

八街駅の階段、自由通路の部分ですが、自由通路の有料広告としましては、行政財産使用料の都市計画施設用地等使用料の中に含まれておまして。

○川上委員長

67ページだそうです。

○古西都市整備課長

67ページ、使用料・手数料の使用料の1款1項使用料、4目土木使用料、5節の行政財産使用料の中に含まれております。階段にあるB0判ポスターパネルとB1判ポスターパネルの費用がその予算に計上されているところでございます。

○小高委員

ちなみに金額は幾らですか、そこは。

○古西都市整備課長

B0判ポスターパネルは、平成31年度計上した金額は79万4千880円相当、B1判ポスターパネルは34万5千600円相当が計上されております。

○小高委員

先ほどの答弁はできますでしょうか。お伺いいたします。

○相川農政課長

こちらの「わたしの街みどりづくり事業」交付金につきましては、植樹などの緑化推進に伴う交付金といたしまして、公益社団法人千葉県緑化推進委員会より交付されているもので、額につきましては、毎年行っております緑の羽根の募金の募金額に対しまして、その実績割合として約31パーセントから32パーセントを、毎年この実績に合わせて交付されております。

○小高委員

81ページで、節の下から3番目の榎戸用水電気料受益者負担金、これはどこからどのようなものを持っているのか、お伺いいたします。

○相川農政課長

こちらにつきましては、これは昭和49年から始まっているものでございまして、榎戸駅周辺の宅地化が進みまして、水稲に利用していた水路の水質が悪化したことから、当時の町が

代替水源として井戸施設を作りました。維持管理費についても、当時交わした榎戸污水対策協議会との覚書により市が全額負担をしてきたところですが、平成25年度に、覚書に基づき、電気代等の経費について協議をいたしまして、電気代の一部を榎戸周辺の協議会の方からの負担金としていただいているものでございます。

○小高委員

すみません。もう少し説明を、昭和49年よりということですけど、生活用の井戸を当時の町で掘って利用している。それに対しての使用料を、町で払っていたものを今は少し負担していただいているということなのか。ということは、市は、さらにこの金額以上にまだ出しているところがあるのか、もう少し細かく説明をお願いいたします。

○相川農政課長

こちらは、水田用の井戸につきましては、市で施設をその当時に作りました。当時は全額市の方で負担していたんですけれども、昭和25年度にさらに覚書を改正いたしまして、協議いたしまして、電気代の一部を協議会の負担としていただいているところでございます。

○小高委員

今、昭和と。

○相川農政課長

昭和49年です。平成25年度に覚書を改正いたしまして、協議会からの負担金としていただいております。

平成30年で電気代として、市でお支払いしているのは約14万3千円です。そのうちの5万円を協議会からの負担金としていただいております。

○川上委員長

時間がきましたので、ほかの委員の質疑はありますか。

○桜田委員

それでは、1点だけお尋ねをいたします。

72ページの国庫支出金、自衛官募集事務委託金でございますけれども、この事業内容についてご説明を願います。

○片岡総務課長

自衛官募集事務委託金の事業内容につきましては、自衛官募集に関する広報宣伝につきましては、主な内容につきましては、自衛官募集の広報やちまたへの掲載、ポスターの掲示、懸垂幕の設置等を行っております。

○桜田委員

金額は各団体によって異なるんですけれども、ある市の予算書を見ていましたら、予算要求額が幾らで、査定金額が満額、このように記載されておりますけれども、これは市の方から要求をして、国が査定をして、市に来ると、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○川上委員長

答弁は出ますか。

○片岡総務課長

当初予算につきましては、2万4千円でございますが、途中で追加要望の方をしているところでございます。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

先ほど小高委員の方からも話がありましたけれども、JR八街駅、ここには自衛官募集のポスターが5枚ほど貼られています。4枚については階段の有料広告ポスター、これは1カ所当たり月額1万7千280円になっておりますけれども、これは4枚ということになりますと、ざっと計算をして82万9千円、このくらいになるんですね。この金額については国に要求してあるんですか。

○片岡総務課長

八街駅自由通路のポスター掲示については、今のところあいている場所に掲示をさせていただいております。自由通路のポスターの掲示については、追加要望という形で国の方には要望しております。

○桜田委員

八街市は、自衛官の募集について市は協力しているのかと、こういうふうに市民に問いかければ、ほとんどの皆さんは協力しているよねと、このように思うんですね。市の広報紙あるいはホームページ、公共施設内でのポスター、あるいは区長さんをお願いして回覧を回してやられています。

ところが、安倍総理大臣の最近の発言を見ていますと、八街市は非協力団体、こういう立場になっていると思うんですが、その辺についてどのような見解をお持ちか、お伺いします。

○片岡総務課長

国の方では、採用活動用に紙また電子媒体で提供するように自治体に要請しておりますが、本市におきましては、住民基本台帳閲覧等で対応しております。これ、広報活動については、八街市では募集に協力しているとは認識しております。

○桜田委員

総理大臣は、自衛隊の新規隊員募集について、都道府県の6割以上が協力を拒否している、このように述べているわけでございますけれども、いわゆる名簿の提出については、憲法学者の間でも提出の義務はないのではないかと、こういう指摘もありますし、八街市には個人情報保護条例、こういうこともございます。いわゆる報道では18歳、高校卒業見込みの者、あるいは22歳、大学卒業見込みの者、この入隊適齢者の名簿を提出しなさいと。これに対して、適齢者名簿を作り自衛隊に提供しているのは662団体で36パーセント。名簿を作り閲覧、書き写しには応じているが587団体で34パーセント、住民基本台帳の閲覧、写し書きを認めているが344自治体、その他が178団体でございますけれども、八街市はこれに分類するとどこに属しているのか、お伺いします。

○川上委員長

桜田委員、予算案の質疑のページに基づいた質問をしてください。

○桜田委員

国から予算をいただいて、八街市は一生懸命努力しているわけですよね、市長。一生懸命職員の皆さんも、区長の皆さんとか町内会長の皆さんに回覧をお願いして、自衛隊の募集事務に協力をしている。こういう中で、国の指導者が国民の頭を逆なぞするような発言をされる。これについては、私は甚だ遺憾であるとおのうに思っているんですね。市長は、その辺について、安倍総理大臣と仲がいいとは言いませんけれども、ご面識も何回もあるわけですよね。八街の市長として、どのようにお考えですか、今の状況を。

○川上委員長

桜田委員に申し上げます。

予算案の審査の内容で、一般質問にあたるような質問は控えてください。

○桜田委員

予算そのものでしょう。

○川上委員長

市長の見解は、予算とはかけ離れています。

○桜田委員

市長、答弁できませんか。

○川上委員長

質問を変えてください。

○北村市長

自衛隊につきましては、私は日頃から、災害時にはいち早く国民の並びに市民の生命・財産を守るといふことでありまして、本当に自衛隊の皆さんの不断のご努力に対して敬意と感謝を申し上げたいと思います。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（政）委員

予算書の67ページの住宅使用料についてお伺いをいたします。

市営住宅の使用料が4千646万3千円、市営住宅使用滞納繰越分は120万3千円ということでございますけれども、この繰入金については、それなりの滞納金がありまして、滞納繰越分になっていると思うんですけれども、もとの額はこれは幾らですか。

○海保都市計画課長

滞納繰越分につきましては、2千28万8千500円となっております。

○川上委員長

音が聞こえなかったのもう一度お願いします。マイクを通じてもう一回お願いします。

○海保都市計画課長

滞納繰越分のベース金額ですが、2千28万8千500円となっております。

○林（政）委員

これは、そうすると約1割じゃないな、0.5ぐらい見ているんですか。

○海保都市計画課長

こちらにつきましても、平成29年度の決算ベースの割合で算出しております。

○林（政）委員

不納欠損にしているのではないですか。あくまでも、私が存じ上げている中では、滞納繰越についてはそのまま継続していくというふうに認識しているんですが、その解釈でよろしいですか。

○海保都市計画課長

平成29年度につきましては、不納欠損等はしておりません。

○林（政）委員

住宅・駐車場使用料192万3千円計上されております。現下の市営住宅の状況を見ますと、九十九路団地、長谷団地以外については、大分空き家も目立ってまいりましたし、入居停止ですか、している地区もありますので、こういう駐車場使用料とかこういうのをどんどん増やしていくべきだと思いますけれども、これは拡大する予定がありますか。それとも、今年はこの192万3千円でこれはこれでいいと思いますけれども、今後は、この住宅使用料等を拡大して、少しでも市営住宅の健全な財政に努めてもらいたいと思いますけれども、この使用料について、現課はどのように思っているんですか。

○海保都市計画課長

まず、駐車場使用料につきましては、基本的に九十九路団地と長谷団地のみで徴収をしております。その他の団地につきましては、空きができ次第、解体撤去ということで有効的な土地利用を考えていきたいと考えております。

○林（政）委員

すみません。ほかの団地については、住宅の使用料は徴収していないんですか。住宅、駐車場に転用されているように見受けられますけれども、ないですか。

○海保都市計画課長

基本的に駐車場の使用料については、長谷団地と九十九路団地のみとなっております。ほかの団地につきましては、うちの方では使用料等はいただいております。

○林（政）委員

わかりました。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

それでは、66ページの使用料・手数料についてお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほど質問あったところでございますけれども、ただいま精査中ということでありますけれども、持続可能な財政運営を図る観点から、この使用料・手数料を確保していくのはとても大事なことだというふうに理解をしております。

そこで、市民サービスの観点と受益者負担、いわゆる応分の利用割・受益者負担割という観点から、この消費税増税に伴うこの時期にしっかりと精査をしていくということは、とても

大事なことだと思いますけれども、消費税増税に伴っていく上で、この使用料・手数料の金額、それと市民サービスと、その相対的な関係である受益者負担割、それはどのような考え方によって決めていくのでしょうか。

○會嶋財政課長

先ほど、今は精査中ということで申し上げました。当然、使用料を計算する上で、消費税が影響するところは、積算上では影響させた上での計算をするべきと考えます。

それで、まだ途中経過ではございますが、その多くが人件費を占めておるところでありますので、実際のところ、例えば1枚の書面を出す場合でも、概ね人件費が占めているということで、結果的には消費税を加算したとしても値上げにならない可能性はあると。あとは、施設で考えていけば、電気代ですとか維持管理費等々で、当然消費税が上がってくるだろうというところで、それをあくまで法で守られている部分で上がっているものは、それなりの転嫁をしていくべきだと。

それに対して、住民サービスというのは、それが上がったからサービスを上げるとか、下がったからサービスを下げるとか、そういう問題ではなくて、サービス自体はずっと下げることなくサービスは進めていくべきだと考えます。

○石井委員

学校施設も含めて、スポーツ施設もそうですけれども、受益者負担というのは、使う側にとっても、とてもその意識を高めていただかないといけない部分でもありますし、また急に受益者負担をしてくださいということで利用料・手数料を上げていくと、多少の反発もあるのかなと、このように思っております。

ですから、使用料・手数料に関しては、今後、来年度の総合計画にもしっかり入れていくような話になっていくのかと、このように思っておりますけれども、しっかりとした歳入確保の平等性の観点から、また努めていただければありがたいとこのように思っています。

それともう1点、質問させていただきます。

70ページの国庫支出金、国庫補助金の児童福祉費補助金の一番下の保育対策総合支援事業費補助金、これは新規ということでたしかご説明があったと思いますけれども、この点と、74ページの児童福祉費補助金の保育所等整備交付金、これは改造ということでありましたけれども、この部分のご説明をお願いいたします。

○市川子育て支援課長

初めに、保育対策総合支援事業費補助金でございますが、こちらにつきましては、私立保育園で、事故防止のための備品等の購入及びICT化、情報伝達技術化による保育所の業務負担の改善を図るための整備に係る国の補助金でございます。一応、かいたく保育園並びに風の村保育園の方で、午睡タイマー、午睡の途中に異常がないようにということに資するものですが、そちらや防犯カメラあるいは保育システムの機械を整備したいということで、今回国の方に手を挙げさせていただいたところでございます。

また、こちらにつきましては、歳出の方でも入れさせていただいているところがございますので、ご理解をいただければと思っております。

それともう1点の方が、県費の方でございまして、保育所等整備交付金でございまして、74ページの県補助金の児童福祉費補助金ですが、こちらにつきましては、ひよこのお家を、新年度移転、また新設をする予定でございまして、そちらの方の補助分をいただく予定という形となっております。

以上です。

○石井委員

ちょっと聞き取れなかったんですけども、午睡タイマーというんですか。これがICTとどう関わり合いがあるのかちょっとわからないんですけども、この午睡タイマーですか、これをちょっと説明ください。

○市川子育て支援課長

午睡タイマーという形になるんですが、実際には午睡チェックという形で、乳幼児の身体の動きの回数の低下やうつ伏せになった状態を感知した場合に、アラームの方で音とランプによって警告されるという形で、うつ伏せでの死亡例等がなくなるようにという形で考えているところでございます。

また、ICT化というのは、あくまでもこれはかいたく保育園だけなんですけど、これは登園状況等をパソコンの方で管理をしたいということで、別にICT化という形で、保育システムの機器を一式購入する予定となっております。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、70ページの生活保護負担金です。前年度比で3千400万円の減となっておりますが、減となった理由は何なのか、お伺いいたします。

○日野原社会福祉課長

これは伸び率の方で見えてまして、生活保護費の方は、前々年度から前年度にかけての実績をもとに見積もった金額を予算計上して、翌年で精算をするという形をとっていますので、実際のところ、扶助費関係は、これは歳出の方でも出てくるんですが、実際に保護費の方が減ったかという話になりますと、平成28年度から29年度にかけての数字で申し上げますと、生活扶助の方が約2千800万円の増、それから住宅扶助が1千600万円の増、教育扶助が81万円の増、介護扶助が1千万円の増、医療扶助が約3千600万円の増という形で、実際のところ保護費の方は伸びております。

○丸山委員

国の方は、前年度から3年間で生活扶助費の見直しをするということですが、今増えているという答弁でございましたけれども、実際には1世帯当たりどのくらいの扶助の減となっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○日野原社会福祉課長

国の方の見直しによりまして、ほとんどの部分については、市町村で減額になっているということですが、これは1級地、2級地、3級地の区分によって、その減額の割合が変わって

きまして、八街市の場合は3級地の2に該当しますので、増額に転じているという状況です。

○丸山委員

それでは、2019年度も影響はなしということで、よろしいですね。

○日野原社会福祉課長

そのとおりです。影響の方は一ございません。むしろ増額になっているということです。

○丸山委員

次に国庫支出金ですけれども、これは当然消費税の関連予算が伴ってきているわけですが、これは総額で、どのくらい消費税関連の支出が国からあるのでしょうか。

○會嶋財政課長

これは、先ほどの無償化の話とリンクすることになるかとは思いますが、国庫支出金で申し上げますと、約3千万円程度が国庫負担金・補助金等で補填、追加されるという形になります。

○丸山委員

それぞれの事業に対してはどうなんでしょうか。それぞれの事業に対して、どのくらい消費税に関わる予算が計上されてきているのか。

○會嶋財政課長

今のところの状況になりますけれども、歳入の部分でそこまで詳しくは積算しておりません。実際、歳出部分についても、先だっの質問だったか説明だったかで、なるべく上半期にすることによってどうこうと話しさせてもらったと思いますけれども、それは結果論という形で、国庫、県費もそうですけれども、事業が確定した段階で、その事業額によって国庫・県というのは交付されるものでございますので、その段階で明らかになっていくものと考えております。

○丸山委員

それでは、消費税増税に伴って、国の方は、いろいろと負担軽減をしますよというような計画がありますよね。そういった点では、例えば先ほどは保育園、幼稚園の保育料の無償化だと、ほかにはどのようなことがあるのか、この辺についてはどうでしょうか。

○會嶋財政課長

あと、代表的なもので、流れとして消費税の増に伴ってどうこうというフレーズでやられているのが多いかと思うんですけれども、例えば社会課税なんかもその一例でありまして、先ほど来の自動車取得税交付金などは、当然その分が将来的にはなくなって、軽自動車、普通自動車ともに環境の方の項目が増えてくるということでございます。

それから、今の保育園の分についても、当然そういう形になっていると。

あとは、それに伴う交付金という歳入の部分につきましては、そのさらに増税をしたということで、減税という部分が一時だけ、2パーセントを1パーセントにするだとか、1パーセントをゼロにするだとかという限定的な減税もありますので、その減税についても特例交付金などで補填されているというような状況でございます。

○丸山委員

まだまだ漠然とした内容だということのようでございます。また、明確になった時点で質問をさせていただきたいというふうに思います。

それから、同じ70ページです。地方創生推進交付金ということで、これも前年度と同じ66万9千円が計上されております。国はまち・ひと・しごと創生事業を引き続き1兆円規模で確保したというようなこと。それから、地方創生推進交付金については前年度と同額の1千億円を確保したと。大変そういう大きな額が公表されているわけですがけれども、実際には八街は年々この交付金の額が減ってきて、新年度も66万9千円というふうな状況ですがけれども、こういった交付金の状況で、今後の事業計画の展望はあるのでしょうか。その辺についてはどのように抑えているのでしょうか。

○石井企画政策課長

まず、こちらの補助金につきましては、今、現計画総合戦略のプランですが、来年度、平成31年の計画になっています。この中で搭載した事業は、落花生の新品種を軸とした産地活性化事業ということで、3年のもので3年目になるので、最終年度にあたります。これを商工業振興費に充てております。今の計画ですが、来年度末になりますので、平成31年度に新たな総合戦略の策定に取りかかります。その中で、こちらの交付金等の確保も視点とした総合戦略の策定に取りかかろうと考えております。

○丸山委員

これは市長にお伺いいたします。国の方は、このまち・ひと・しごとの創生事業あるいは地方創生推進交付金というような形で大きなお金を用意するんですが、実際にはなかなか地方では自由に使えないと。やっぱりハードルが高いというようなことで、そういう点ではこの間、国の方は成果によって使えるようにしているというのが実態だと思うんです。そうではなくて、必要による配分、そのように改めるように国に求めていかないと、これは計画だけは立てさせられると。国の指導からいって、地方創生の計画は立てるけれども、実際には活用できないというのがこの5年間だったというふうに思うんです。

ですから、そういった意味では、必要度に応じて配分すると、そのようにこの競争性の交付金の持っていく方を変えてほしいんだということを、これは国に求めていく必要があるんじゃないかと、これは私は毎年言っていることですがけれども、市長、この件についてはどんなふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○北村市長

いわゆる地方創生ということでありまして、国の方はその地方創生の推進にあたりまして、いろんなことを想定しておるところでございまして、特に実効性のある施策に取り組もうとするときは、国の方でしっかりと明確に、本来国が行うべき施策については、その責務を法令等でしっかりと明確にした上で、地方に還元するというようなことで、市長会でもそういった協議・議論をしておるところでございまして、例えばの話でございしますがけれども、消費税につきましても、市町村にできるだけ配分をするというようなこと、それと市町村の自主財源、基幹税であるということを確認にするということでありまして、その地方交付税のあり方についても、市長会でも大変危惧しておりまして、本来の地方交付税のあり方とは少し

違ってきているというようなことでありまして、この地方交付税につきましては、さらなる拡大を今市長会でも求めておりまして、そのようなところで決議しております。地方交付税に十分配慮していただくよう明確に求めておるところでございます。

○川上委員長

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時14分)

○川上委員長

再開します。

北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○北村市長

先ほどの丸山委員よりご質問のあった地方創生ということで、少し市長会の中の決議の中で漏れがございましたので、追加、提言させていただきます。

地方創生の積極的な取り組みを推進するために、地域の実情に応じたきめ細かな政策ができるよう拡充、継続すること。また、算定にあたっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域、そして財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取り組みができるよう、そうしたことを十分考慮すること。ということも決議しておりますので、報告申し上げます。

○川上委員長

次に、市川子育て支援課長より発言を求められております。これを許します。

○市川子育て支援課長

大変申し訳ございません。先ほど京増委員のご質問の中で、市立保育園の滞納分の収納率を、私は16パーセントと言いましたが、すみません、46パーセントの誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

○川上委員長

会議を再開します。

質疑はありませんか。

○加藤委員

74ページで、農業水産業県補助金の中で、サンプスギの再生等で219万8千円、これは面積がどのくらいを言っているのか。

○相川農政課長

こちらの交付金につきましては、非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林の公益機能を回復及び被害拡大の未然防止のために緊急に整備すべき森林の再生をするための国・県の補助金でございまして、来年度、平成31年度におきましては、0.67ヘクタールの森林の整備を予定しております。

○加藤委員

そういうことであれば、特に地域は限定されているんじゃないかと思えますけれど、その辺

はどうですか。

○相川農政課長

こちらの地域につきましては、吉倉地区の森林の所有者からの要望となっております。

○加藤委員

次の75ページ、農業災害対策利子、これが24万2千円ということですが、近年は自然災害等が大変多うございますけれども、その辺から見てどの程度の災害を想定された金額なのか。

○相川農政課長

農業災害対策の利子補給ですが、こちらは毎年想定しているわけではございませんけれども、ここ近年は毎年のように台風被害がありますので、その県の制度資金が発動されたときに市の方も利子補給をするということで、この利子補給につきましては、平成25年の台風から平成30年の台風被害、こちらの方を今利子補給として行っております。

○加藤委員

では、その下の農業災害対策資金債務保証料補助金も、同じような考え方の数字ですか。

○相川農政課長

おっしゃるとおり、同じように利子補給をしております、こちらにつきましては、平成29年10月の台風被害に遭われた方の債務保証料の利子補給をしております。

○加藤委員

そうしたら81ページ、上から6行目の健康教室等参加者負担金ということですが、この9万6千円という数字ですが、この内容はどういうことなのでしょう。

○飛田健康増進課長

こちらにつきましては、健康増進課が行っております糖尿病予防教室等参加者にご負担いただいている負担金でございます。

○加藤委員

その参加者に負担してもらうのはわかるんですけど、内容はどういうことなんですか。参加者に負担をさせるという内容。

○飛田健康増進課長

失礼いたしました。調理実習などに必要となります材料費でございます。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、71ページ、お伺いいたします。

71ページの国庫支出金、土木費国庫補助金ですが、道路橋りょう費補助金で社会資本整備総合交付金1億1千637万5千円とありますが、この活用についてお伺いいたします。

○中込道路河川課長

この交付金についてですが、道路整備事業費の内容ですか。平成31年度につきましては、道路改良工事としまして4路線を予定しております。そのほか、継続しております道路拡幅

工事と歩道整備工事を予定しているところでございます。

○丸山委員

この社会資本整備総合交付金の中には、通学路に面した私有地のブロック塀の撤去あるいはフェンス等の設置などに対する防災安全交付金が含まれているというふうに、国の方は言っているわけですが、こういった活用、このような活用はされないのか、あるいは申請はされないのか、その辺はいかがでしょうか。

○海保都市計画課長

ブロック塀等の改修等につきましては、今年度、県の方と協力しまして、今、市内の小学校の半径500メートル相当の市内を点検しております、その集計結果がまだ出ておりませんので、平成31年度当初要望には載せてございません。

○丸山委員

これは、所有者に対して、耐震診断が義務付けられていると、これは避難路に面しているところですが、こういう制度が創設されたわけですね。ですから、こういった制度もできたわけですから、私有地のブロック塀に対しての支援も必要になってくるのではないかと、いうふうに思います。そういう点では、早急な対策をぜひとっていただきたいと、このように思います。

それから、教育国庫補助金について伺います。同じ71ページです。ここには就学援助補助金、小学校は12万8千円、それから中学校の方では23万円ということで、小学校は前年度の6万4千円から12万8千円と、若干増えております。中学校の方は、前年度の31万6千円から、新年度は23万円へということで、若干減っているわけです。

国は、要保護児童・生徒に対して入学準備金、これは4万6千円から5万6千円と1万円増やしているんです。それから、中学校は4万7千円から5万7千円と、入学準備金を増やしている。そして、卒業アルバム等については、小学校は1万890円、そして中学校は8千710円、新たに設けていると。それから修学旅行費につきましては、中学校5万7千590円から6万300円というふうに増やしているんですね。

当然、この予算の中にはこれが含まれているかと思いますが、その辺を確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○西貝学校教育課長

本年度、小学校の就学援助費については12名、それから中学校については8名で算定させていただいております。ご質問の件に関しては、まだ盛ってありませんので、今後入れていく予定であります。

○丸山委員

国がこのように増額してきているわけですが、八街市の準要保護児童生徒に対しても、八街市も当然積み上げていくかというふうに思いますが、その辺については再度確認いたします。積み上げるのでしょうか。

○西貝学校教育課長

今後、入れていく予定でございます。

○丸山委員

わかりました。

それともう1つ、71ページです。文化財保存事業費関係補助金ということで、新たに108万円が計上されております。県の方からも27万円の増ということになっておりますが、これはどのような内容のものなのか、お伺いいたします。

○関社会教育課長

お答えいたします。文化財保存事業費関係補助金につきましては、八街の史跡、御成街道跡の未指定箇所を整備、同じく史跡で文違にあります「こえっばの弁天」の発掘調査の実施に関する国・県の補助金となっております。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、80ページ、給食費事業収入についてお伺いします。

給食費未納分についてですが、468万2千円の見込みですが、これは何人分なのか。そして、この結果、収納率はどのぐらいの見込みになるのか、お伺いします。

○和田給食センター所長

お答えいたします。この給食事業収入過年度分468万2千円の根拠、内訳ですが、給食事業収入過年分につきましては、平成30年度の滞納繰越予定額、こちらは現年分、過年分を合わせまして7千214万4千796円、こちらの方に平成29年度の滞納繰越分の収納率6.49パーセントを掛けて算出させていただいたものでございます。

また、人数でございますが、こちらの人数につきましては、平成29年度の決算ベースでの人数ですが、平成29年度と28年度を比較させていただきますと、小学校で69人の増、中学校で82人の増ということで、合計で151人の増ということとなっております。合計で平成29年現年分のときが、342人の未納者数、滞納繰越分でこちらを累積していきますので、2千178人という未納者数となっております。

こちらは、今現在、平成30年度の推移で、平成30年度、2月26日現在の滞納繰越分の収納率というのが6.41パーセントということで算出しておりますので、ほぼ同水準で推移しているものというふうに考えております。

○京増委員

では、収納率は前年度と同程度ということで理解してよろしいわけですね。

それでは、次に81ページ、雑入のところですが、介護予防支援事業費の収入についてお伺いします。これは前年と比べると約3分の1になっているんですが、介護予防を利用する方が少なくなるのかと思うんですが、この内容についてお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

こちらにつきましては、要支援の1、2に認定された方に対するケアプランの作成に係る費用ですが、平成31年度から地域包括支援センターの分のみ入ってくることになりまして、それ以外の市から委託した事業者分につきましては、国保連の方から直接各事業所に入るよ

うになりましたので、今回減額という形になっております。

件数につきましては、減っているわけではなく、あくまでも市作成分のみが入ることになったことによるものです。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

次に、介護予防事業収入の下になりますけれども、一般廃棄物回収による廃品売払収入ですが、これが減額なんです、この減額の見込みになった理由についてお伺いします。

○土屋クリーン推進課長

資源物につきましては、平成27年度は1千743トン、平成28年度は1千960トン、平成29年度は1千846トンを回収しており、平成30年度は1千740トン前後の回収を見込んでおりますが、回収につきましてはそれほど減ってはおりません。

ただし、一方、皆さんもご存じのとおり、中国が廃品を買わなくなってしまったという影響が非常に出ております。特にプラスチック関係、特に影響が出ているのはペットボトルでございます。ペットボトルは、3年前には1キログラム当たり40円で取引されていたものが、現在は4円という形の取引になっております。

それと、法改正により、小型家電も我々は売り払っておったんですけれども、これも売り払えなくなった。そしてまた硬質プラスチック、ほかのプラスチックについても1円程度でしたけれども売り上げをしておりましたが、これも売り払えなくなったと、この辺が非常に大きな影響を及ぼしておりますので、量的にはさほど変わっておりませんが、その辺の金額が大分変わってきたということで、廃品回収については減で予算を立てております。

○京増委員

売り払うことがなかなかできなくなってくるということですが、では、今後の行き先は、例えば今年度は売り払っていく量も減っていくのかと思うんですが、それはどうなるんでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

世界的に問題になっているプラスチックが一番の問題になっているわけですが、日本は循環型社会形成が日本の国策となっておりますので、廃棄物とするのではなくて、要は例えばプラスチックにつきましては、有価になりますけれども、1キログラム当たり50円で処理をしていただいて、それは日本の国内の中でリサイクルをされております。

また、小型家電につきましても、これから入札が行われますけれども、基本的には1キログラム当たり50円程度で入札が行われて、そして国内で、小型家電については鉄も入っていますし銅も入っていますし、さまざまな貴重な金属も入っていますので、全てそれに分解されて回収され、再生利用されるということになります、いずれにしても、今まで売れていたものが売れなくなって、逆にお金がかかるようになってきているというのが、今の現実でございます。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第4表地方債について全委員の審査を行います。

委員の皆様に申し上げます。

歳入全款の審査同様に、委員一人当たり1回の質疑時間は答弁を含めて10分程度とし、交代制を導入して行います。残時間に関しても、議場内の一般質問時間モニターで表示します。各自で確認しながら円滑な議事進行にご協力をお願いします。

地方債についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

地方債についての質疑がなければ、これで質疑を終了します。

執行部の皆様に申し上げます。第1款、第2款に係る職員以外は退室して結構です。

(職員退室)

○川上委員長

それでは、会議を続けます。

次に、歳出に関する事項について審査を行います。

委員の皆様に申し上げます。歳出に関する事項の審査にあたり、当該委員一人当たり1回の質疑時間は答弁を含め20分程度とし、交代制を導入して行います。残時間に関しましては、議場内の一般質問時間モニターで表示します。各自で確認しながら円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

また、委員外委員の質疑時間は常任委員会の所管事項ごとに答弁を含め15分以内となっております。なお、委員外委員の残時間に関しては、議場内のモニターでは表示できませんので、パソコンで事務局が管理します。残り3分前に呼び鈴を1回、終了したら呼び鈴2回鳴らしてお知らせしますので、ご協力をお願いします。

最初に、歳出1款議会費、第3表債務負担行為のうち、(1)についてを審査します。

総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了します。よろしいですか。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出2款1項10目及び3項を除く総務費第3表債務負担行為の内(2)から(11)及び(48)から(50)について審査します。

総務常任委員の質疑を許します。質疑、いかがでしょうか。

○林（政）委員

98ページ、ホームページが変わりまして、前の方が見やすかったようなホームページなんですけれども、せっかく改変して、その予算が、反響がどうなっているかわかりませんが、この新年度予算でもうちょっと見やすいホームページにならないものかどうか、お伺いします。

例えば、八街市議会をクリックするのにも、現状のホームページから入るには、大変入りづらいです。市政全般的に見るところも、満足しましたかと最後に出てくるんですけれども、非常に前よりも見づらくなったような気がするんですけれども、新年度予算でその辺をびっしりやっただけですか。

○鈴木秘書広報課長

お答えいたします。今、林（政）委員から見づらくなったというようなお話がございましたが、一方で、非常に見やすくなったというご意見も頂戴しておるのが実情でございます。

さらに言えば、ホームページの予算を計上させていただくときにもご説明させていただきましたが、障害者差別解消法であるとかJIS規格であるとか、そういうものにのっとった形でのホームページということになっておりますので、以前のホームページよりも、なれていただければ、非常に使い勝手がよいものをご理解いただけるのではないかというふうに思っております。

現状、確かにさまざまなご意見をいただいておりますが、担当課としては、ホームページはもう形としてはこれでとりあえずできたわけでございますので、あとは内容の充実を今後図っていくと。これについては、秘書広報課だけではなくて、全庁的に各課で必要な情報、市民の皆様が必要と思われる情報等の充実を、今後図っていきたいというふうに考えています。

○林（政）委員

今、内容の充実という話がありましたけれども、コンテンツはすごくしっかりしていると思います。その辺は前よりずっとよくなりました。市議会に入ってからいろんな構成もよくなったし、ほかの課のやつもよくなったんですけど、入り口ですよ。入り口からなかなかその課に入っていくときには非常に苦労します。総務部長をはじめ、市長さんをはじめ、副市長さんも自分のところのホームページに入るかと思うんですけれども、非常に最初にアクセスするときにも見づらい。中に入ると、これはすばらしいというか、前よりずっと充実して非常にすばらしい。

もうちょっと入り口を、これだけせっかく今度はSSLの対策もやれるみたいですから、その辺もうちょっと何とか、最初の入り口も工夫していただけたらと思うんですけれども、もう一度と答弁をお願いします。

○鈴木秘書広報課長

可能な範囲で今後、担当課としてはホームページはこれで全てよろしいというふうに考えておりませんので、できる範囲で改善すべきは改善をしていきたいというふうに考えておりま

す。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それではお伺いいたします。94ページの秘書関係費、市長交際費についてお伺いいたします。これも、前年度と同額の100万円が計上されております。100万円としたその根拠をお伺いいたします。

○鈴木秘書広報課長

平成31年度の市長交際費でございますが、平成30年度から10万円減額いたしました90万円を計上させていただいたところでございます。

○丸山委員

失礼いたしました。90万円です。ごめんなさい。

これは、平成30年度の1月までの支出状況を見ますと、121件中、懇親会が約7割を占めているわけです。こういった懇親会というのは、主として市政に関わる活動とは言えないと、これは私は前年度も申し上げたと思います。

飲酒を伴う宴会などへの出席は、個人負担が原則ではなかろうかなというふうに思うわけですが、そういった点で、今回は90万円だと、90万円の計上ということですが、そういった点での配慮があるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○鈴木秘書広報課長

飲食を伴う懇親会等の支出、交際費の支出でございますが、懇親会が飲食を伴うものであったとしても、公務上必要と認められるものについては交際費で支出をさせていただきます。

当然ながら、この支出については交際費の支出基準内規に基づいて、適切に支出させていただいておるところでございますので、今後についても懇親会等の支出については、必要最小限の、しかももちろん公務として認められるものについては支出をさせていただきたいというふうに考えております。

○丸山委員

私は、来年度の予算編成にあたって、八街市の財政は決していいわけではなくて、来年度も厳しい状況であるということ进行分析されているわけですね。来年度はまた消費税増税ということで、市民生活は一層厳しくなると。市民感覚と合致したものにしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。そういう配慮が必要であると。そういう意味では適正な予算の執行を求めるものであります。

次に95ページですけれども、会計年度任用職員制度例規整備支援業務と110万円が計上されています。これはどのような内容のものなのか、お伺いいたします。

○片岡総務課長

平成32年度から、臨時職員等については会計年度任用職員制度に移行いたします。その改正及び制定を要する条例、規則が多く、国、県より準拠する例示もなく、今回一斉導入ということで先進団体の例もないことから、本市の例に精通している事業者による例規の整備業務

の支援をお願いするところでございます。

なお、整備が必要な例規につきましては、廃止が1件、新規が2件、改正が21件という状況になっております。

○丸山委員

これは、国の方の制度ということで、正規職員を原則とする地方公務員法に1年任用の会計年度の任用職員を、非正規の職員を制度化していくんだというようなことのようなんですけども、これは、八街市が実際にこの制度を導入するとすると、どのくらいの財政負担になってくるのか、その辺は計算されていますでしょうか。

○片岡総務課長

平成31年度の臨時職員等の賃金ベースで考えますと、2億9千万円程度になるんですけども、会計年度職員制度に移行しますと、期末手当を支給することとなりますので、単純に計算しますと、6千300万円程度の費用が増えるというふうに考えています。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

まだ導入されるわけではないんですけども、この制度が導入されますと、非正規職員の処遇の維持だとか改善、市民サービスの低下を招かないかというような指摘があるんですけども、まだ導入される前ですから、そういった点、研究・検討が必要と思います。ぜひ市民サービス低下にならない対応、それから実際に採用されていく非正規職員の皆さんが不利になるような対応にならないように、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それから、95ページの職員研修費についてお伺いするものであります。

ここには60万9千円というような計上がされております。これは前年度と同額の計上となっておりますけれども、効果的な研修になるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○片岡総務課長

職員研修費のうち委託料につきましては、人事評価制度の制度をわかるために研修を毎年実施しておるところでございます。来年度も実施する予定するでございます。

負担金につきましては、現在の予算計上の中では、千葉県自治研修センターへの派遣研修を実施しております。主に経験の浅い職員への研修ということで実施しております。また、来年度につきましては、他の研修機関の派遣についても検討していきたいと考えております。

○丸山委員

これは人材育成計画に基づいた研修になっているのかどうか。また、八街市がそういった人材育成計画があるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○片岡総務課長

本市の人材育成計画につきましては、本市が求める今現在の人材育成計画では、「自らも地域の一員である認識をもち、常に市民の立場に立って考え、正確でわかりやすい説明を行いながら、市民と街づくりを進めることができる職員。既成の考え方にとらわれない豊かな発

想力と政策形成能力と新たな行政課題に対して、総合的な調整や問題解決することができる職員。地域や職場における問題について、自らの責任で考え、新たな課題に挑戦することができる職員」ということで、人材育成のための研修としまして、予算の中でも実施しているところであり、また職場内研修等でこのような職員を目指して実施しているところでございます。

○丸山委員

私、予算書等でいろんな計画が委託されるということがありますね。例えば地域防災計画は委託して計画をつくってくるとか、子どもの問題に関してもこういった計画は委託してつくってくるとか、障がい者の問題に関しても計画を委託して作り上げるというようなことをしているんですけども、今課長が言われたように、本当に地域と結び付いた職員を育成していくなら、自分たちの手でそういった計画は作り上げられると思うんですね。

私、本当に職員の皆さんお一人お一人を見ていると、すごい能力をもった方がいっぱいいらっしゃるんですね。そういった能力発揮がまだできていないんじゃないかと。ですから、そういう意味では、こういった職員の研修費をもっともっと増やして、職員の皆さんが本当に自分自身を高める、能力を高めるためにいろんな研修に行ってもらおう。そういうことが必要ではないかなというふうに思うんです。

ですから、委託料が何百万円、1千万円を超えると、そういった委託料を支払うのであれば、職員に投じて研修をしてもらって力をつけてもらおう、能力をさらに発揮してもらおう、そういう方向にもっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、私はこれちょっと、60万9千円というのはあまりにも少な過ぎるというふうに思いますが、そういう意味ではどんなふうにお考えでしょうか。

○片岡総務課長

予算は予算ではございますが、実のある研修の方に派遣したいと考えております。また、庁内でも職員の中で勉強会というのも実施しておりますので、そういうものを活用した中で、人材育成に努めていきたいと考えております。

○川上委員長

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時10分)

○川上委員長

それでは、休憩前に続き会議を続けます。

井口課税課長から発言を求められていますので、これを許します。

○井口課税課長

午前中、歳入における質問の中で、丸山委員からご質問をいただきました償却資産全体に占める太陽光発電設備の割合につきまして、答弁をさせていただきます。

大変申し訳ないんですが、実は太陽光発電設備につきましては、機械及び装置に分類いたし

まして固定資産課税台帳に登録しておる関係で、それだけの構成比を出すことができなかつたので、ここでおわび申し上げたいと思います。

太陽光発電設備を含めます機械及び装置につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、課税標準額は216億円程度ということで、調定額にいたしますと、平成30年度では約3億300万円、償却資産全体に占めます割合は51.43パーセントといったような状況になってございます。平成29年度と比較いたしますと、課税標準額は約28億8千万円、調定額は4千万円程度、比率にいたしますと15.35パーセントの増となっております。

このほか、機械及び装置のほかに償却資産に占める割合が大きいものといましては、総務大臣配分によるものがございます。こちらにつきましては、課税標準額が103億7千万円程度となっております、この調定額につきましては1億4千500万円といったこととございまして、償却資産全体に占める割合は24.65パーセントとなっております。

したがいまして、機械装置と総務大臣配分によるもの、この2つで約75パーセントを占めているという状況でございます。

なお、総務大臣配分によるものといましては、東京電力、それからNTT東日本、KDDI、東京ガス、JR東日本などが保有する償却資産となっております。

以上でございます。

○川上委員長

それでは、総務常任委員の質疑を再開します。質疑はありませんか。

○林（政）委員

予算書の104ページ、負担金補助及び交付金について質問をいたします。

予算の説明書等によりますと、千葉県JR線複線化等促進期成同盟負担金6千円ということとでございますけれども、現在の本市の状況におきまして、なかなか複線化というのは無理じゃないかと思っておりますけれども、快速増発あるいは快速電車を引き入れるための300メートルトラックとか、そういうのが必要かと思うんですけれども、この6千円でどのような効果を見出そうとしているんでしょうか。

○石井企画政策課長

こちらの6千円につきましては、あくまでも県の千葉県JR線複線化等促進期成同盟の事務費とかそういうものへの八街市の割り振りでありますので、この協議会をもってさまざまな総武本線JRの利便性向上に向けた要望活動を、JRの方に行っていくような形をとっております。

○林（政）委員

石井課長もご存じかと思うんですけれども、八街市、山武市、酒々井町の2市1町で、総武本線の活性化を図るということで、快速電車の増発を期するというところで、そういう協議会を立ち上げた経緯がございましたけれども、この期成同盟の負担金の趣旨についてはよく理解しているところなんですけれども、八街市としてもそういう積極的に、快速電車を引き入れるあるいは増発させる、あるいはプラットフォームの延伸、そういうものの協議を、山武市、

酒々井町、こういうところで協議して進めていく必要があるんじゃないか。そういう経費がここに盛られていないので質問させていただいたわけですけども、どうしてそういう経費をここに置いていないのか。それがないと、市として総武本線の活性化といっても、絵そらごとになるんじゃないですか。

平成12年に、八街市議会は、総武本線の複線化及び成田空港の完全化を求める請願というのを、意見書を全会一致で出しております。そういうことからすると、市長も常々答弁されていますけれども、市民要望の中に、まず道路網の整備、それに加えて交通網の整備、その中にこの複線も入るのじゃないかと。複線が無理ならば、せめて快速を増発していかなければ八街市の人口減は止まらないんじゃないかというのが、私の思いですけども、そういうのをどうしてここに載せないのか、それが心配でなりません。

○石井企画政策課長

こちらは、総武本線成東佐倉間快速電車増発推進協議会という組織を、酒々井町、山武市、八街市の2市1町で立ち上げておまして、以前は事務費関係の予算を計上していたんですが、今は予算を計上していない状況でありまして、活動の方は行っております。直近では、2月4日に山武市の小野崎県議、八街市山本県議と、あと2市1町の首長を筆頭にJR千葉支社に要望に行ってきました。

その中で、総武本線の複線化や快速電車の増発、普通列車の増発とか、そういうものについてはきっちり要望をしております。

○林（政）委員

成田空港の騒音対策で横芝光町あるいは山武市が要望しております。その中に、総武本線の利便性の向上が入っております。こちらとも連動して、さらに八街市の通勤事情あるいは通学事情を改善すべき。今のお話ですと、経費は盛っていないけれども活動はしているということですけども、やっぱり明確に八街市の姿勢を見せるからにもそういう計上を、はっきりとこういうふうに取り組んでいるんだということを、内外に示す必要があるんじゃないかと思えます。

それから、成田空港の活用協議会負担金の5万円についても、これもこの協議会の単なる負担金なのか、それとも八街市はどのようにこれに関わっているのか、その辺はこの5万円の予算の中からどのように読み取ればよろしいでしょうか。

○石井企画政策課長

こちらの負担金ですが、成田空港の成長と千葉県経済の活性化を図ることを目的に設置した協議会でありまして、平成30年5月25日現在の会員数は149団体で、千葉県や千葉県内の市町村46市町村、これに企業、団体等が加入している団体でありまして、活動内容としましては、会員間の連携、情報の共有、需要拡大に向けた成田の魅力発信、就航先等の交流、経済活性化セミナー等のビジネス支援、圏央道北千葉道路の整備促進の要望等を実施しております。

今、直接こちらの会議で、八街市が参加して行った活動は、残念ながら平成30年度ではありませんが、この地域活性化に、成田空港周辺の活性化のために活動化している団体ですの

で、八街市も参加して本市の活性化につなげていきたいと考えております。

○林（政）委員

今、おっしゃったように、圏央道北千葉道路は着々と進んでいるわけです。平成31年度、八街市としてはどのような活動、どのような働きかけをこの協議会の方にしていく予定でしょうか。

○石井企画政策課長

まだ具体的な活動内容は決まっておりませんが、成田空港はこれからどんどん拡充していくような形になっています。八街市への就業者も多いし、八街市に成田空港というのは欠かせない施設でございますので、本市の利便性につながるような取り組みを、この協議会を通じて要望等を行っていききたいと考えております。

○林（政）委員

成田空港の第3滑走路も着々と進んでおりまして、また、圏央道も70パーセント以上の用地取得率ということで、どんどん進んでおります。第3滑走路ができた場合には、10万人の雇用が生まれるというふうに推測されております。その辺に関しても、八街市も積極的に関わっていきたくらいというふうに思っております。というのは、八街市から人口が流出する1つの原因に、雇用が挙げられます。できれば、八街市に住んでいただいて、酒々井のアウトレットモールあるいは空港にお勤めいただければ、八街市の人口減も緩やかになるのではないかとというふうに認識しておりますので、今おっしゃられたような活動をしていただきたいと思います。

次に103ページ、すみません、戻ってしまつて。第2庁舎の解体工事についてお伺いします。

第2庁舎解体工事が進められるということでございますけれども、この後の理念というかそういうものは、これは壊すだけのあれでしょうか。それとも壊した後、こういう土地利用方法を、これから策定するあるいは考えているという、そういうことはあるのでしょうか。

○會嶋財政課長

これは、第1庁舎の現在行っております耐震補強工事とも関連するんですけれども、今回、第1庁舎の耐震補強工事、それから第2庁舎の解体工事、これまでをとりあえず1期という形で当初申し上げたかと思えます。ですので、今のところは、第2庁舎の解体をし、あそこを整地し、使えるような形での状況までを1期という形で、完成させていきたいと考えております。

それで、今後の跡地というか、第2庁舎を壊した後を含めた庁舎全体の敷地の活用方法ということに、今度はなってくるかとは思いますが。それについては、先だつての議会等で話がございました新しい組織をつくっていくということがまず1点、それから、その中で揉んでいっていただく中でも、別に急いで何かを作らなければならないですとか、今これが欲しいから、とりあえずこれをつくっておけとか、そういった話をするわけではなく、長い目で、皆さんのご意見を聞きながら、今後5年、10年先を見据えた中で、どんなものが必要なのか、どういうものが求められているのか、そういうものを検討しながら、よりよいもの、よ

りよい活用というのを考えていければと思っています。

○林（政）委員

そういうことであれば、今年度ぐらいから、庁舎の建設基金というものを積み立てていかなければいけないと思うわけです。急に大きなお金はなかなか動かさないわけですから、今、會嶋課長が言われたように、5年、10年を見据えたら、今から基金を積み上げてそれだけのお金ができるかどうかはわかりませんが、その辺も視野に入れながら、これから進んでいかなければいけないかと思えますけれども、そういう基金を、たとえ1千円でもここで基金を、そういう条例をつくって、復活させた方が私はいいと思うんですけども、そういう基金を作る予定はありますか。

○會嶋財政課長

そういった庁舎に特定した、その建物とか施設とか一目的のための基金を作る予定はございません。それのかわりとして、公共施設等全体を整備する基金というのを、今回条例で設置させていただくことで、一応委員会の方は通過させていただいておりますが、その基金を作ることによって、その整備というのをメインに考えておりますが、それは公共施設の管理上の整備のみだけに使うためのものでもないわけで、そういった施設全体をオールマイティに使えるようなという意味で、今回はこういった名称にしてございます。

ですから、それが全体の維持修繕なり改修なりの計画と、今回例えば隣のところに建物を建てるというようなことがあった場合には、当然それをリンクさせた中で、どちらにどれだけのウエートで作るのかとか、その辺も各担当課が管理上の個別な計画をつくっていくことになろうかと思えますので、その辺も全てリンクした中での、今回新しくこしらえた基金を活用できればというふうに考えています。

○林（政）委員

了解しました。

次に、111ページのふるさと納税についてお伺いします。

ここに出ている金額がありますけれども、本年度もここに出ているとおりの金額を見込んで、かげりは、去年は「Qなっつ」効果ということで非常に伸びたように書いてありましたけれども、これは継続するような見通しでいらっしゃるのでしょうか。

○會嶋財政課長

111ページの歳出の予算とか決算とかという意味ではなくて、寄附額の話でよろしいですか。

一応、今のところ2月末までの数字をまとめてございまして、対前年で考えますと、件数では700件近くは多くなっています。金額で申し上げますと1千350万円程度の増と、対前年度はこれだけの増が見込まれています。

それで、最終的には、当初予算と補正を加えた数字までは届かないかもしれないところではございますが、5千万円弱くらいまではいきそうな勢いではございます。

○林（政）委員

ふるさと納税のこの八街市のサイトを見ると、いろんな返礼品を選べる仕組みになっており

ますけれども、使い方について1のまち、2のまちといろいろありますけれども、ここに基金とかそういうのに指定寄附ができるような形にはならないのでしょうか。

というのは、先ほどもちょっと質問させていただきましたけれども、例えば文化会館の基金、計上しているのが1千円なんです。それで、一般の方からも問い合わせを私も受けるときがあるんですけども、ふるさと納税の中に指定寄附という形で、そんなに大きく扱わなくてもいいと思うんですけども、そういう選択のできる、今ですと街づくりに使うとか、そういう結構大きなくくりですよ。その辺は、極端に言えば庁舎も含めて、庁舎建設基金だったら、そこをクリックしたら入れるとか、あるいは野球場でもいいんですけども、一応基金を出していただいて、そこに入れるように、ふるさと納税のそういう仕組みもありかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○會嶋財政課長

他団体などは、そういった施設の建設のためにということで使用目的を挙げているところも、散見はされるところでございます。それで、それを仮に、今例示していただいた文化会館、野球場、庁舎とかということになると、市全体のこれからの考え方の中で、そのメニューはどこまで広げていくのかということまでを考えないといけない。なぜ小学校の特定は作らないのかとか、保育園はなぜやらないのか、児童館だってこれをつくったら次のを当然やるんだらうから、それをなぜやらないのかと。そうすると、どこまでをどうやっていっていいのかというのを精査しないといけないと思います。

その辺は、これから、今はどれでもいいという、自由に使える枠が非常に額としては多くお願いされているところでございますので、その辺を含めた中で、もう少しそのくくりを、もっと中くらいにした形でのくくりか何かで、またメニューをこしらえていければというふうには考えます。

○林（政）委員

市民の方から、寄附をしたいんだけどどこに入れていいかわからない。くくりが大きくてなかなかわからないという指摘がありましたので、質問をしました。

今度、新しく6月からですか、総務省のくくりが大変厳しくなるというふうに聞いていますけれども、八街は3割以下の返礼品ということで、その辺はひっかからないと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○會嶋財政課長

これは全国的なお話で、昨年末ぐらいから結構話題になっているところで、八街市はその段階で、八街市の担当レベルで考えている中でのグレーかなというものは、一旦返礼品から取り下げました。それで、実際は3割を確実に守れるもの、あるいは地場産業の中に入るものという形でくくって、今は返礼品として掲載してございます。

それで、その通知が出たときに、明らかにこれだという答えがきつと出るかと思っておりますので、その際には、一旦取り下げた品物が復活できるのか、あるいはそういった内容のもので新しいものが見つけることができるのかなということ、今答えを待っている状況でございます。

○林（政）委員

総務省の見解によると、少しさかのぼることもあり得るというふうに総務省は言っております。そこに泉佐野市のように100億円のアマゾンの商品券を用意して待っているところありますけれども、真っ向からそういう国の政策に対応するということがございます。

最後に、このふるさと納税の返礼品の選択基準、今はいろいろなメニューがあるんですけども、これはどこで、誰が、どのように決めて、この返礼品をどういう仕組みで決定しているのでしょうか。

○會嶋財政課長

当初というか、数年前の始めた頃については、八街市が八街市の顔というか物として、表に出して、これはうちの物ですよというような形のを、それをどうしても選んでいきなかったということがあって、ちょっとしたそれを取り締まっている団体とかを通じた形で返礼品をお願いしている。

その後、最近ここの2年間ぐらいは、そういった品物を、八街市の中を歩いていただいて、どんなものがあるかと、これがどういう性格のもので、どうやって作られているかというようなことを調査、探していただくような委託をしております。その中で、実際にそれを製造して販売している方と、その委託の方との話し合いの中で、これが返礼品としてふさわしいということであれば、それをこちらに紹介していただき、それはどういうものかということをもたこちらで精査した中で、内部的な起案になりますけれども、市長までの決済をいただいた中で、これは返礼品として認めていこうということで、決めていっております。

○林（政）委員

最後に1点、この委託業務の中に、今度296も入るというふうにお聞きしているんですけども、この辺の委託される、された経緯について、ご説明をお願いします。

○會嶋財政課長

こちらは、ふるさと納税の支援業務という形の中のフューチャーリンクネットワークという会社とのパートナー、296がパートナーという形で手を組んでというとおかしいですが、連携しているところなので、そちらにお願いして返礼品の開発、開拓などを進めていただいているということでございます。

○林（政）委員

わかりました。この返礼品の業務の中で、返礼品以外のこの委託料とかそういうのを、この手数料というのは意外とばかにならない。かなり、せつかく納税していただいても、返礼品以外にそういうところにかかってしまうというのは。その辺の業務委託もされているんでしょうけれども、市の関わり合いというか、例えば市の職員がこれをやったらどうなるとかそういうことは、今はもう丸投げ状態でやった方が経費的にはずっと楽なんではないでしょうか。

○會嶋財政課長

これは、市職員がやるとなると、人件費というところが一番ウエートを占める形になります。事務的には、その件数が増えれば事務量が当然増えますし、それに伴って人件費がかさんでくると。今、担当は行財政改革の方の担当が窓口で、このふるさと納税の方をやっているということで、その割合を少しでも行財政改革の方にシフトをしたいがために、委託をお願い

しているというようなどころでございまして、これが、今後は50パーセントは越えてはいけないというような話も出てくるようなことも聞いていますので、結局、それというのは地元にお金を残すという意味かとは思いますが、そういった意味から、これからは専属の職員を置いて委託をなくすのか、あるいはこのまま委託を続けていて、ある程度のところまでの寄附でうまくしのいでいくのか、そういった選択をすることになってくるかとは思いますが。

○川上委員長

時間がきているので、ほかの質疑はありませんか。

○石井委員

それでは、質問させていただきます。

予算書の95ページの職員研修のことについてご質問させていただきます。

先ほど答弁がありましたんですけれども、とても大事なことだなというふうに思っております。その中で先ほど、この職員研修はどちらかという若い職員が多いということでありましたけれども、ターゲットをしっかりと絞って研修に臨むべきかというふうに思っております。これは、それぞれ全部答えていただく必要はないんですけれども、職員研修にあたる職員のターゲットと、あと女性のリーダースキルアップ研修、女性活躍推進研修等の詳細について、お聞かせいただきたいと思っております。

○片岡総務課長

職員派遣による職員研修ですけれども、1つは、異動等によって担当する業務の浅い職員の研修、あとは階層別によって課長補佐研修とか課長研修に派遣するということで、あとはより専門的な実務研修の向上、実務能力の研修の向上により人材育成ということで、職員研修の方の派遣をしているところでございます。

○石井委員

女性のリーダースキルアップ研修、女性活躍推進研修についてお答えいただきたいと思っております。

○片岡総務課長

女性リーダースキルアップ研修、女性活躍推進研修につきましては、まだ現在のところどういうふうに派遣するというのは考えておりませんが、千葉県自治研修センターの中のメニューとしてございますので、今後派遣する職員について検討していきたいと考えています。

○石井委員

先ほど、この女性の研修とか課長研修、課長補佐研修、これに参加される方々の選定はどのような形で選定をして送り込まれるのでしょうか。

○片岡総務課長

その派遣につきましては、基本的には職員の希望により派遣しているところでございます。

○石井委員

かねてからはどのような形で、庁内で募集をして、参加申し込みがあるのか、あったのでしょうか。

○片岡総務課長

女性リーダースキルアップ研修、または女性活躍推進研修につきましては、庁内に照会というか、参加希望を出したところでございますが、今までの希望者はございませんでした。

○石井委員

この研修、職員も庁内だけでなく、外に出てこのような外部研修を行うということはとても大事なことだと思いますので、この自治研修センター以外にもさまざまな研修があるようですので、また積極的に参加の取り組みを行っていただいて、スキルアップにつなげていただければありがたいというふうに思います。

続いて、予算書の96ページ、概要説明書の14ページですけれども、弁護士委託料についてご質問いたします。

これは、消費税増税分の対応ということで記載されているんですけども、今、八街市には顧問弁護士というのは実際にいるのでしょうか。

○片岡総務課長

今、1名顧問弁護士と契約をしております。

○石井委員

その方に、報酬とは別に今回の予算を組んだという理解でよろしいのでしょうか。それと、この金額の積算的な根拠も教えていただきたいと思います。

○片岡総務課長

この顧問弁護士委託料については、今まで契約しているところでございますが、委託料につきましては、弁護士からの見積もりによる、1人の者との契約ということになります。

○石井委員

ちょっと語尾が聞き取れなかったんですけども、弁護士からの請求の金額で、例えば積算根拠というのはいろいろあると思うんですよ。想定されるものに対して、この物件に関してこうとか、例えば月1回相談に応じたらこうとかという、積算根拠があるんだと思うんですけど、そこのについてももう一度答弁をお願いします。

○片岡総務課長

これは1年間の契約ということで、相談件数については制限はございません。今契約している弁護士からの見積もりでの予算計上となっております。

○石井委員

昨年、記憶に、ちょっと思い出すとあれですけど、たしか1件、弁護士の訴訟に関する市として対応する際のケースがあったかと思うんですけども、平成30年度は実際にあったのか。それをわかれば教えてください。

○片岡総務課長

平成30年度につきましては、訴訟に至る案件はございませんでした。

○石井委員

わかりました。

続いて、予算書98ページの広報費についてご質問させていただきたいと思います。

概要説明書の20ページの下に、通信運搬費ということで配送を記載されています。この配

送料の増について、その要因を教えてくださいというふうに思っております。

○鈴木秘書広報課長

こちらについては、郵便局の送料の単価がアップになったことによって、増となったものでございます。

○石井委員

部数も増えているようですけれども、その要因も、ここの近年の状況も含めて教えてくださいと思います。

○鈴木秘書広報課長

部数については、新聞をとる方が減少されているという現状から、年々増えているところでございますが、平成31年度については460件程度を見込んで、予算を計上させていただきましたところでございます。

が、がです。実は、この広報やちまたの市民へのお届けにつきましては、再三議会でもご指摘をいただいております。実は、この1月16日付で関係各課にご協力をいただいて、高齢者世帯あるいは幼・保のお子様をお持ちの若年世帯と思われる、あまり新聞をとっておられないだろうと思われる方に対して、全部で高齢者は六百数十件と幼稚園、保育園は1千300件ぐらいでしょうか、全ご家庭に郵送させていただきました結果、2月1日以降の広報やちまたの郵送希望が120件あまり増えました。そういう関係で、今回460通で当初予算は計上させていただきましたが、実は大分増えるということになりますので、今後、予算の範囲内でするものであれば、もちろん予算の範囲内でやらさせていただきますが、場合によっては補正等の対応もお願いするかもしれませんので、一応ご報告をさせていただきます。

○石井委員

努力のうれしい悲鳴かなというふうに思うので、とてもいい取り組みだと思います。

私としては、行政区に入っていらっしゃらない方が増えてきたりして、加入率が低下している関係でどうしても、でもそういった方々が今までは手元に届いていたんだけど、届かなくなった方が増えた要因もあったのかなと思って、部数の増を聞いてみたんですけども、高齢者だとか幼稚園、保育園の若いお母さま方に、市に関心を持っていただく取り組みとしてはとてもいい取り組みだと思いますので、これからも継続していただきたいと、このように思っております。

それと、右の欄の新聞折込の業務について、関連いたしますけれども、この減については、毎年折り込み部数の減はここのところ顕著になっているのかと。この要因を改めてもう一度ご質問させていただきます。

○鈴木秘書広報課長

やはり、スマホの普及あるいはインターネットの普及等で、特に正確な統計をとったわけではありませんが、以前の新聞報道によりますと、若年層世帯は実際に新聞をとっている世帯は1割程度ではないかとも言われています。そういうようなことと、それと先ほども若干触れましたが、高齢者の方が今まで新聞をとっていたんですけども、経済的な理由等で新聞を

おやめになるという方もいらっしゃる。そういうようなことで、だんだん新聞の未購読世帯が増えているというようなことから、先ほど申し上げましたような方法を。

結局は、根本的な解決はなかなかできるのものではありませんが、さまざまな方法をとって、できるだけ多くのご家庭に広報やちまたの配布していきたいと。今後についても、これで終わりではなくて、さまざまな手段を検討させていただいて、できるだけ多く広報をお届けしたいというふうに、担当課としては考えております。

○石井委員

ご答弁ありがとうございました。

続いて、予算書の101ページでございます。

庁舎の光熱水費についてご質問させていただくんですけれども、平成31年度はPPSの見込みはどのような具体的な金額になるのかということと、庁舎のみの電気代として概要説明書には29ページに入っていますけれども、他の公共施設及び小中学校を含む教育施設等の電気料のPPS化、もしくは契約先についての詳細を教えてくださいと思います。

○會嶋財政課長

平成30年から31年、一番新しい契約がFパワー東京電力pgという会社になります。すみません。Fパワーが変更前です。変更後は東京電力pgという会社で、平成30年の途中からそれになっていますので、平成31年の秋ぐらいまでは、東京電力pgという会社が請け負うことになります。

それで、今手元には平成29年度の電気料金しかないんですが、庁舎は平成29年は1千450万円ぐらいで、小学校が2千100万円程度、中学校が1千700万円程度の金額を推移しております。

○石井委員

このPPS自体は全国で500社前後あるようですけれども、途中でFパワーから東京電力pgに変更になったということは、入札が変更になったということの理解ですね。

それで、例えば小中学校は、今おっしゃったように2千100万円が小学校で、中学校が1千700万円だとか、あとは中央公民館だとか図書館、ここも全部一式にPPSに変えて、同じ会社に入札で変わっているという理解でよろしいのでしょうか。

○會嶋財政課長

申し訳ありません。庁舎、小中学校、中央公民館、図書館、スポーツプラザ、これを全部まとめて同じ会社が請け負うことになります。

○石井委員

わかりました。削減に努めていただきたいと思います。と思っています。

続いて、予算書の103ページです。庁舎整備費のトイレの改修についてご質問させていただきたいと思います。

これはトイレの改修工事費ということで、老朽化した身体障がい者用トイレの改修及び男子トイレということで記載されておるんですけれども、この公共施設は第一庁舎のみということで今回工事をされるということでございますけれども、公共施設の洋式化は今後の喫緊の

課題だという答弁もいただいております中で、今回予算計上していただいておりますと思うんですけども、今回の工事の予算計上の内容と、今後のトイレの洋式化等についての考え方についてご質問します。

○會嶋財政課長

今回の第一庁舎1階トイレの改修工事は、先だって女子の方は改修が完了して、次は男子トイレを改修すると、それに合わせて身障者の方のお使いになるトイレもまとめて改修するというので、これで1階のトイレは全て完了する予定でございます。それから、庁舎の中はあとは随時、一番市民の方がお使いになるところから先にやっという考えのもとでの今回の計上になります。

それから、全体的なトイレの話につきましては、総合管理計画の個別計画というのもございますので、そちらの各担当が、これからの庁舎の管理のあり方を見た中で、こういった形でトイレも改修していくのか、まずトイレが先なのか、全体的なバリアフリーが先なのかとか、そういったものを、施設ごとの管理の立場で検討していただければと考えています。

○石井委員

市民の皆さんが、窓口に来たときの利用で、今回トイレの洋式化はとても有益かなというふうに思っています。トイレに入るときに段差があるので、そこは気を付けた方がいいかなと思ったりして、自分なんかもつまずくことがありますので、ちょっと気を付けなければいけないというぐらいの段差があると思っています。

で、トイレに入って右側のトレイ自体は1つを改修するということですかね。あそこはたしか2つあると思うんですけども、その改修の中身についてはいかがか。例えば扉が結構さみしかったりとか、ちょっと老朽化が激しいかな。その内容について具体的に教えてください。

○會嶋財政課長

今、個室は2つございますので、その2つとも洋式の便器の設置に変えると。あと照明も変えることになります。それから、身障者のトイレについては、もう全面的に改修して、今考えられる一番の物を設置していければというふうに考えております。あとは、手すりですか呼び鈴、呼び鈴はあまり関係がありませんが、手洗いですか、ほぼ全体的な改修を考えております。

○石井委員

北村市長がいつも進めていらっしゃる高齢者に優しい街づくり、トイレについても弱者対策ということで、とてもすばらしいというふうに思っております。

時間はないんですけども、その下の庁舎喫煙所の設置工事、これは受動喫煙対策ということで記載をされておるんですけども、具体的どの場所で、どのぐらいの規模で、この喫煙所を設置される予定でしょうか、お聞きします。

○會嶋財政課長

庁舎喫煙所設置工事、これは今お話があったとおり、法律等の改正に対応するものでございまして、今のところは、今の第2庁舎から第3庁舎へいく通路がありまして、その右側あ

たりを考えています。そこへは、第1庁舎と総合保健福祉センターのところから、第3庁舎沿いにシェルターとって通路を設けます。それを、これからは第1庁舎を抜けて、そこから一旦外に出てしまうんですけども、それでシェルターを通過して第3庁舎に入るといったような動線を考えておまして、その導線の先、東側、今高齢者の作業所があるところと、第2と第3の通路の中間あたり、そこらあたりに設置を考えております。

物はプレハブタイプの形の約6平米のものを今は想定しています。あと、分煙器を付けて、フィルカー付きの換気扇、当然照明があるということで、一応7月1日を目途に完成を考えております。

○川上委員長

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時04分)

○川上委員長

それでは再開します。

総務常任委員の質疑を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、95ページの職員厚生費からお伺いいたします。

前年度より若干、14万円ほど増となっているわけですが、これは、改めて職員の健康管理に関して特別な取り組みがあるのかどうか、その辺についてはお伺いいたします。

○片岡総務課長

職員厚生費の増額の理由につきましては、職員健康診断業務における検査単価の上昇によるものでございます。

なお、定期健診・人間ドック受診等の定期健康診断の受診者の増、受診率の上昇につきましては、平成29年と比較しまして、平成30年の実績につきましては若干の減ということになっております。2月末時点ですが、こういう状況がありますので、受診の勧奨については、健康の重要性を周知してきたいと考えております。

○丸山委員

大変大切なことだと思います。職員の皆さんがいきいきと働ける、そして持てる能力を最大限に発揮していただくためには、やはり健康診断、また個人相談、メンタル関係の、そういった相談室の充実等が必要ではないかというふうに思うんですけども、今、メンタルに関しての相談室、ここは充実しているのかどうか、その辺についていかがでしょうか。

○片岡総務課長

メンタルヘルスの不調者の早期発見及び対処ということは、大変重要なことと考えておまして、メンタルヘルスを、その目的とした職員の心理相談を委託して実施しているところでございます。具体的には、心理相談については、5回を予定しております。

○丸山委員

実際には、メンタルヘルス関係で休職している、あるいは今大変な思いをなさっているという方ほどのくらいいらっしゃるのか、増えているのか減っているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○片岡総務課長

2月末現在では、メンタルによる療養休暇は1名、休職については3名、把握しております。近年は減少傾向にあると考えております。

○丸山委員

おやめになって減少ではなくて、ここにいながらにしてきちんと解決できていく、あるいは健康を取り戻していくという、そういう対策、取り組みが必要であろうかというふうに思います。ぜひ、引き続き働きやすい職場で、環境改善対策がきちんとできる、そういう方策をとっていただきたいというふうに思います。

それから、98ページです。先ほども広報について石井委員の方から質問があったところですが、すけれども、やはり、市民に市のお知らせが行き届かないというのは大変問題だろうと。いろんな取り組みがされているけれども、なかなか市民に理解されないというのは、こういった報告がきちんとされていないというふうに思います。今、いろいろと努力されて、高齢者世帯あるいは子育て世帯への配布も具体的に組み込まれたというようなことで、いい方向の報告をいただいたところですが、まだまだ取り組みはこれからだと。

それで、今は県内の多くの自治体がポスティングを導入しているわけです。新聞折込とどちらが安いのかというのをいろいろ調べましたら、ポスティングの方が若干安いと、そういう私、そのポスティングの会社はたくさんありますよ。たくさんあります。それで、新聞折込みよりも安いという、そういう会社もあるんですよ。だから私は、折込みの方が一番だではなくて、各家庭にどれだけ届けるのかという、そういうことも考えつつ、また、もちろん全てポスティングに頼ることなく、地域によっては協力し合える地域もあるわけですから、そこはボランティアでお願いするとか、もっときめ細やかな対応、取り組みが必要ではないかというふうに思うんです。

ぜひとも、このポスティングというのも検討いただきたいと。1カ所、2カ所でポスティングはいかがですかというのでは、かなり高い対応をされてしまうんじゃないかなと。もっと広い視野で、各自治体のポスティングに取り組んでいるところをぜひ調査してください。かなり安い形で取り組んでいくはずですよ。そういう点での取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鈴木秘書広報課長

ポスティングについては、以前からご指摘をいただいております。県内では、現在千葉市が平成29年度からだったのでしょうか、それと四街道市が全戸ポスティングをしております、県内全戸ポスティングは2団体でございます。あと、ポスティングを実施しているところは非常に多くございまして、ただし各自治体のごく一部です。佐倉市にしろ成田市にしろごく一部でございます。

結局、ポスティングの実施につきましては、住宅密集度や配布すべき地域の面積などに違い

がありまして、単純に比較できるものではないです。本市においても、担当課としては、全戸に、全ての市民の皆様にご案内や届出を届けたいと。一番現実的、これが一番可能性のあるものはやっぱりポストインだと思います。で、担当課としても、このポストインについては真剣に検討をいたしました。さる業者から参考見積をとったところ、確かに業者の中には安いところ高いところいろいろあると思いますが、八街市の住宅密集度あるいは住宅のほりつき状況から言いますと、大分割高になってしまうだろうという回答もいただいております。

そんなことから、現実的に、現在では全戸ポストインは困難かなというふうに思っております。それに成りかわる方法として、新聞折り込みを主として、それ以外のさまざまな方法、手段を組み合わせ、できるだけ多くの市民の皆様のお手元に配付することが、とりあえずは現実的ではないかということで、今取り組んでおるところでございます。

○丸山委員

それでは、現在どのくらいの世帯に届いているのか、その辺はどうなんですか。

○鈴木秘書広報課長

現在、新聞折込が1万9千部弱、1万8千950部。それと郵送が450前後、ただし、先ほど申し上げましたとおり、高齢者世帯あるいは若年層世帯、この2月1日以降郵送で120件あまり増えておりますので600件近くでしょうか。さらにコンビニエンスストアあるいはスーパーマーケット、公共施設等に備え置いておりますので、そういうものを合わせると2万部近くは配布できているのではないかというふうに考えております。

○丸山委員

あと1万世帯は届いていないということで、私は、いかにどれだけ多くの世帯配布できるかというところで、これは地域の協力もいただきながら配布をやり遂げるといって、そういう努力を引き続きしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、契約事務についてですけれども、100ページです。

これも毎回私がお伺いするところですが、この入札結果の公表について、改善されてきているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○會嶋財政課長

入札の結果は、ホームページに掲載して、月1回の更新という形をとっております。

○丸山委員

大変見やすくなっているというふうに思うんですけれども、過年度分についてはちば電子調達システムの入札状況サービスをごらんくださいということで、これは市民にとってはちょっと不親切かなと。八街市の入札結果は八街市できちんと発表して、透明性をつなげていくという努力が必要ではないかというふうに思うんですが、これを八街市のホームページに過年度分を載せるということは難しいことなのか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○會嶋財政課長

先ほど言ったホームページ月1回更新というのは始めたばかりの状況で、過去分は今の形に沿ったものではなくて、今までどおりになっているのが現状ですので、仮に来年度になれば

今年度の分はそのまま残りますので、これから先は過年度分は残っていくような形になります。

○丸山委員

透明性をかなり強めていくということでは、そういった取り組みも必要であるということで、了解いたしました。

次に104ページの企画費、公共交通対策費ですが、これは420万円計上されております。これは市の地域公共交通協議会負担金ということのようですけれども、これは、これからの公共交通の問題につきまして調査、アンケート等をやるんだというようなことが説明されてきているところですが、どのようなスケジュールになっているか、お伺いいたします。

○石井企画政策課長

スケジュールについてはまだ決定していませんが、内容としましては、現地方公共交通網形成計画及び再編実施計画の評価・効果の検証を行う予定でございまして、その内容としましては、ふれあいバス乗降客調査、ふれあいバス利用者アンケート、民間路線バスの利用調査、高齢者外出支援タクシー利用状況調査、交通施策における財政負担推移の取りまとめ、市内公共交通に関する課題調査の取りまとめ、地域特性に即した公共交通網の見直し案の検討、公共交通の採算性向上策の検討等に係る業務実施に関する経費を計上しております。

○丸山委員

この公共交通検討委員会というのは、年何回開かれるのか、その辺はいかがでしょうか。

○石井企画政策課長

年3回を予定しております。

○丸山委員

今、るるこういった内容でという説明があったわけですが、現在の高齢者福祉タクシー制度は、利用できない地域を置き去りにしたままの、また新たな平成31年度運行になるということで、これは早急の対策・対応が求められているというふうに思うわけです。これは、年3回の公共交通の協議会が開かれて、こういった市民の不安、高齢者福祉タクシー制度ですね、この運行に関して大変不安があるわけですが、こういった不安に伝えていけるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○石井企画政策課長

来年度、交通施策に関する政策課題を整理しようかと考えておりますので、その結果を踏まえて、八街市の公共交通施策はどのような形にかじ取りをしたらいいか検討したいと考えています。

また、こちらの施策については、利用者の利便性の向上を図ることはもちろんですが、市内には他の民間交通の兼ね合いや財政面もありますし、ほかにいろいろ制約要件もございますので、その辺はトータル的に考えまして、よりよい交通体系になるように進めていきたいと考えております。

○丸山委員

ぜひ、そういう充実させた内容にしていただきたいと思います。現在ある高齢者福

祉タクシー制度を今のままでやっていたのでは、本当に市民の皆さんから生活できないという悲鳴が上がっているわけです。ですから、当面はここは改善して我慢していただく、当面はここを改善して利用していただこうと、そういうきめ細やかな対応策が必要ではないかというふうに思うわけです。

そういった点では、この高齢者福祉タクシー制度の見直しはしないのかどうか、その辺はどうでしょう。

○石井企画政策課長

今年度は調査業務を行いまして、その中で見直しの必要性等につきましては、検討してまいりたいと考えます。

○丸山委員

私は、決して高齢者福祉タクシー制度がいいと言っているわけではなくて、今のこの現行制度を、どのように次の制度、見直すまでの間、若干手直しをする必要があるのではないかということ言っているわけです。先だってもお伺いしたところですけども、迎車料金が特に高くして利用できないという市民の方、それから南の地域では、東金の方に買い物に行く、病院に行った方が近い、そのためにタクシーを使いたい、そういった声もう上がってきているわけです。やはり、高齢者の皆さんのそういった声にどう応えるのかといった取り組みも必要ではないかというふうに思うわけなんです。

そういった点での若干の見直しを検討していただきたいんですけども、そういう点ではどんなふうにお考えでしょう。

○石井企画政策課長

その辺も含めまして、この中で検討してまいりたいと考えます。

○丸山委員

たった3回しか公共交通協議会は開かれていないわけなので、そういう点ではスピード感を持って、3回といわず4回でも5回でも開いて対応していただきたいと、このことを申し上げておきます。

それから、104ページの印旛郡市広域市町村圏事務組合費についてですけども、この中で、この負担金が1千627万5千円となっています。この中での民生費中、軽費老人ホームよしきりへの負担金と、八街市民の入所状況はどうなのか、お伺いいたします。

○石井企画政策課長

申し訳ありませんが、よしきりの入居状況の資料については持ち合わせておりません。申し訳ありません。

それと、あと、こちらの負担金ですが、こちらは平成27年に社会福祉法人清明会に民間譲渡しておりまして、そのときに軽費老人ホームよしきりの運営費について、最大2千万円の赤字補填をするということで、契約条件の方に加えております。この件につきましては、2千万円ということで債務負担行為を設定しております。この額について予算計上をされているところでありまして、これは予算の協議を行ったときの聞き取りの数字ですが、平成27年の決算のときには1千147万5千円、平成28年の決算では701万1千円、平成29

年の決算では232万3千円を、よしきりの方に運営費補助をしているということで、このうちの八街市の負担割合で申しますと10パーセントぐらいになりますので、この決算額の10パーセントぐらいが八街市が負担した額ということとなります。

こちらの差額分、2千万円で予算計上しております。平成29年ですと、実際支出した額が、232万3千円ですので1千770万円ぐらいの預貯金が消失するというので、これは財政調整基金に積み立てております。この財政調整基金からの繰入が増大した関係で、本市の一般会計の負担金については、結果的に減少しているような状況になっております。

○丸山委員

これは、八街市の市民の入所の人数で負担が決まっているわけではないということによろしいわけですね。わかりました。

次に、106ページの交通安全施策の施設整備事業、カーブミラー等の設置事業についてお伺いするところでございます。

私は、議会のたびに、よりよい安全性を求め高規格のカーブミラーの設置をお願いしてきたところですが、新年度はどのような取り組みなのか、お伺いいたします。

○湯浅防災課長

新年度につきましては、高規格のカーブミラー1基を設置する予定でございます。

○丸山委員

それで、この説明書を見る中では、大変カーブミラーの単価が高くなっているんじゃないかなというふうに思うわけです。例えば直径600ミリで6万円だというような計上がされているわけですが、これだけ出せば高規格の、霜がおりた時に見えづらくなってしまいうカーブミラーではなくて、見えやすい高規格のカーブミラーが設置できるんじゃないかというふうに思うわけですが、この6万円もするというのは、ちょっと高過ぎるのではないかというふうに思いますが、この積算はどんなふうになっているのか。これはあくまでも業者任せのものになってしまっているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○湯浅防災課長

複数の業者から見積もりをとりまして、一番安価な金額を計上してございます。

○丸山委員

先ほど高規格のカーブミラーを1基、新年度は設置するという答弁をいただいたんですが、これは17万7千円もしているわけですね。直径800ミリで蓄熱式の税込では、800ミリでも7万円弱くらいで用意できる、そういうような会社もあるわけで、これはもっとこれだけのお金をかけるのなら、普通のカーブミラーではなくて、本当に見やすい高規格のミラーを整備していけるんじゃないかというふうに思うんです。

ぜひ、そういう意味では、この単価の見直しをしていくべきではないかと。業者さんに全てカーブミラーも用意してもらっちゃうわけですか。もう一度その辺をお伺いいたします。

○湯浅防災課長

設置に係る工事と材料費込みでございます。

○丸山委員

そういう意味では、市の方が安くカーブミラーを購入して設置してもらおうかというような、そういう工法も今後は検討していくべきではないかと。それを考えれば、本当に高規格のカーブミラーを数多く設置していけると。せっかくカーブミラーを付けるわけですから、それも危険箇所に付けるわけですから、見えないカーブミラーを一生懸命付けても、安全対策にはならない。やっぱり見える高規格のミラーを設置してこそ、安全が守れるというふうに思いますので、ぜひ、このカーブミラーのあり方については見直しをしていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、108ページですの協働のまちづくり推進についてお伺いするわけですが、この事業費は。

○川上委員長

時間がきましたので、その他総務常任委員の質疑はありませんか。

○小菅委員

2点ほど質問させていただきます。

予算書98ページ、委託料で市勢要覧及び暮らしの便利帳作成業務というのを、120万円ほど新規の事業ということで計上されております。この業務に関して、発行部数と配布方法をお教えいただきたいと思います。

○鈴木秘書広報課長

まず、市勢要覧及び暮らしの便利帳の作成の理由でございますけれども、市長の施政方針の中でもご説明させていただきましたけれども、本市では、八街市の歴史や文化、産業などの紹介とともに、八街市の目指すべき将来都市像などについて要点をまとめた市勢要覧と、市民生活を送る上で必要な各種手続などの行政情報や医療機関、避難所などの情報を掲載いたしました暮らしの便利帳を作成し、市民の皆様の暮らしに役立つ情報を提供しているところでございます。

現在、市勢要覧及び暮らしの便利帳ともに、在庫が少なくなったこと、また作成してから一定期間が経過して内容の修正が必要になったことから、平成31年度にこの2つをまとめた冊子を作成しようとするものでございまして、部数については、3万部を予定しております。

それから、配布方法でございますけれども、新市勢要覧等を平成31年度中に作成するというので、現在準備を進めております。今回予算を議決いただきましたら、今後平成31年度中に作成をさせていただきます、平成32年度のできるだけ早い段階に、各ご家庭に配布をしたいと。配布方法については、これは実はまだ平成32年度早い段階と申し上げましたけれども、これは平成32年度の予算に関わることでございますので、具体的にはご説明できませんが、担当課としては、それこそ全戸ポスティングをさせていただければというふうに考えております。

○小菅委員

今まで、市勢要覧と暮らしの便利帳は別々だったのが、今度は1冊になるということで、うちなんかでも両方一緒にあるということはずがないので、これが1冊になるということは、また皆さんにとっても使いやすくなるのなど、また見やすくなるのかなと思っております。

よろしくお願ひいたします。

続いて、予算書103ページです。庁舎整備費の中で委託料、第一庁舎空調設備の更新工事ということで、この庁舎の空調設備は、どれほど経過して、こういう設計にあたられるのか、お伺ひいたします。

○會嶋財政課長

第一庁舎の空調設備は、これを建てた昭和56年からほぼ変わってございません。ですので、今現在交換する部品すらもないような状況でございますので、この際、外側が終わることになりますので、今度は内側を少しずつやっつけていこうということで、このまま順調に進めば、平成31年度に設計をし、翌年度に更新工事費を組めればというふうに考えています。

○小菅委員

この件は第一庁舎ということでございますけれども、今後、また空調設備はいろいろと、39年ぐらいたっていますけれども、そのような工事も予定されると思いますけれども、そういう施設は、近々これ以外に考えられる施設はあるのか、お伺ひします。

○會嶋財政課長

ほかの施設ということですか。実際に、来年度には図書館の空調を、実際は閉館をして工事は進めます。それから、スポーツプラザについても、箇所箇所ですと系統が別な部分ですとかも、既に大規模な改修もしております、それと近いところと言えば、総合保健福祉センターについても、頻繁にというところちょっと大げさですけども、故障しがちな部分もありますので、これからは、総合保健福祉センターも当然改修の対象になってくるかと思ひます。

○川上委員長

その他、質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、115ページの市税徴収事務についてお伺ひいたします。

歳入のところでも若干触れられておりましたけれども、この市税徴収事務は55.1パーセント増、2千9百万円の増ということになっております。新年度は、新たに収納方法として、ペイジー、クレジット収納の導入が計画されているという説明がございしますが、このペイジーあるいはクレジットによる収納アップ、これはどのくらい期待できるのか、お伺ひいたします。

○渡邊納税課長

ペイジー収納、コンビニ収納につきましては、平成32年度からの実質導入になるところでございしますが、私どもの増加として、これといったものは特に持っているところはございませんが、現在の目安としては0.1パーセント程度はアップするのではないかというように期待しているところでございします。

○丸山委員

わずか0.1パーセントのために、徴収業務のシステム改修にかなりのお金をかけるわけですね。これはたかが、たかがという言い方は大変失礼ですけども、どのくらいの、この0.1パーセントを上げるためにシステム改修にお金を投入するわけですか。総額。

○川上委員長

答弁は出ますか。

○渡邊納税課長

すみません。少しお時間をいただきたいと思いますので、後で回答させていただきたいと存じます。

○川上委員長

次の質問はできますか。

○丸山委員

では、ペイジーの方は調べていただくのと、それからクレジット収納、これにつきましては、この導入にあたっては、県あるいは国の方からどのような指導があったのか、導入にあたって、どうなんでしょうか。

○渡邊納税課長

国の方からは、年度につきましてはちょっと失念しておりますが、マルチペイメントの推進ということで、文書で各市町村は進めるようにということで通知が来ております。それに沿った形での、今回マルチペイメントの推進あるいはクレジット収納の推進。それから、今回はもう1つ、e L T A Xの関係で、法人関係の収納も含めさせていただいておりますが、そういったものも含めまして、国の方のマルチペイメントの推進に沿った形で計上しているところでございます。

○丸山委員

これは、国会の中でも大変問題になったところです。結局は、税滞納者に対してクレジットで支払いをするようにと、クレジットカードを使って納税をするようにという、こういう指導はしないようにということが、衆議院の財務金融委員会の中では確認されているわけですが、その辺についての職員の皆さんの周知徹底、あるいはこれからあろうかと思うんですけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○渡邊納税課長

今回のペイジー収納あるいはクレジット収納の収納チャネルを増やすという目的でございますが、市民の方々、納税者の方々は、今現在口座振替ですとかコンビニ収納ですとか、そういった収納方法があるわけなんです、さらに皆さんにご選択いただけるようなチャネルを増やすことによって、利便性を高めようという趣旨のものでございます。

基本的には、市の方からクレジットを推奨するとか、そういったことではございませんので、ご本人、納税者の方々が選択して納めていただくというような形を考えております。

○丸山委員

これは、衆議院の財務金融委員会の中で、麻生太郎財務大臣が滞納者へのクレジットカードによる納付を強要することがないよう職員に周知徹底をするということ、あえて言っているわけです。ですから、滞納者に対して、八街市民の滞納者に対して、クレジットで支払いを下さいよと、そういうような強要は絶対にしないということで、確認したいというふうに思います。

それと、この徴収強化というのは、市民にとっても職員にとっても、大変精神的に苦痛なものであるというふうに思うわけです。八街市はこの徴収強化体制をとって約10年になるわけですが、やっぱり職員の皆さんは一生懸命やっている。あるいは市民の皆さんも一生懸命支払いをしている。それでもなかなか収納率では、県下ワーストグループから脱することができないというのが実態なわけでございます。

この取り組みの抜本的な見直しが必要ではないかと。徴収強化だけに走るのではなくて、これもこの間の議会の中でも私は申し上げてきていますけれども、滞納者がなぜ行き詰まってしまったのか、そしてその滞納者の生活を転換させていく、そういう懇切丁寧な取り組みがなければ、なかなかこの改善は図られて行かない。市民の皆さんの暮らしもなかなか図られないし、収納の事務も図られていかないのではないかと。

ですから、この滞納は市民の暮らしのSOSだとそのような受けと止め方で、懇切丁寧な取り組みが求められているのではないかとというふうに思うわけですが、これは、トップに立つ市長ですけれども、お伺いいたしますけれども、ただただ徴収強化という形での取り組みを進めるのではなくて、もっと市民の暮らしをバックアップする形での懇切丁寧な取り組み、そういうものを幅を広げてやっていくべきではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○北村市長

徴収につきましては、税負担の公平性を保つためにも、法に基づいて実施しているところでございます。

今の徴収方法でございますけれども、何回も何回も答弁して大変恐縮でございますけれども、丁寧な対応に心がけているところでございまして、また職員もそれぞれ大変なる努力をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○丸山委員

今、市長から丁寧な対応をされているという答弁がございましたけれど、しかし、今八街市は、相談者が第三者と行くと立ち会いを認めないわけですね。第三者と一緒にいていただきたいから立ち会いを認めてくださいといっても、いや、それはだめですというふうに断っているそうです。そうではなくて、本当に相談者が困って行くわけですから、そういう点では本当にもっと、そういう意味でも丁寧な対応が求められているというふうに思います。とにかく、滞納分を回収したら、後は野となれ山となれ、市民がどんなになっても知らないよと、そういう対応ではまずいと。そういう対応をしていけば、次もまた滞納してしまうというのが実態です。

それから、先だって、差し押さえをされたご家庭から、これはもう職場で給料を差し押さえられてしまって、大変困っているんだけど、これは仕事をやめた方がいいでしょうかねと、そんな相談があった。仕事をやめれば、その差し押さえから逃れられるのではないかと。いかにこの市役所の差し押さえの仕方が強引なのかということ、物語っているかと思っております。

私は、いやいや、やめたらまた次の職場に差し押さえがいきますよと。それはやってはだめですよ。大変なところはきちんと、ここの部分が大変だからと、市役所に行って相談なさっ

の方がいいですよということで、話はしましたけれど、そのように差し押さえをされたら、次の職場に行けば何とかなるのかと、そこまで追い詰めていると思いますよ。だから、丁寧な取り組みを、そして暮らしが本当に押し潰されないような、そういう対応をしていただきたいということを、私は再度申し上げておきます。ぜひ、そういう点での改善をお願いしたいというふうに思います。

それから、ページが……。

○川上委員長

飛びますか。整理してくれますか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○石井委員

それでは、2点だけご質問をさせていただきたいと思います。

予算書の105ページです。交通安全の活動の内容についてご質問をさせていただきたいと思います。

一番下、交通安全対策費、106ページにも関わるのかと思いますけれども、こちらの活動については、各小学校・中学校を対象に実施する交通安全教室の講師への謝礼ということのようでございますけれども、市内で、例えば二州小学校についてもそうですし、本校についても、分校についてもさまざまに、距離があるので、特に分校の子は5年生から本校に3キロ、4キロ、5キロかけて自転車できております。その本校においても中学校に行くときに、八街南中学校まで結構な距離があるので、数回の交通安全指導を受けておったり、先般川上の小学校でも交通安全教室が行われて、立ち会ってまいりました。

そのような交通安全教室と、この予算というのはどのようなリンク付けをされているのか、ご質問させていただきます。

○湯浅防災課長

交通安全教室につきましては、こちらは講師謝礼があるように、小学校の交通安全教室については交通安全推進員を招いて行っていると、そこには講師謝礼を支出しているということです。そのほか、保育園、幼稚園、中学校、こちらについては警察署の職員、あと市役所職員で対応をして、交通安全教室を開催しております。

平成31年度は、小学校7回、こちらが謝礼の対象になります。その他39回の交通安全教室を実施する予定でございます。

○石井委員

ちょっと聞きしたいんですけど、小学校7校、これは延べでしょうか。それとも別々の小学校でしょうか。それが細かくわかればお願いします。

○湯浅防災課長

別々になります。7校につきましては、朝陽小学校、八街北小学校、交進小学校、笹引小学校、川上小学校、二州小学校、沖分校でございます。

○石井委員

この内容については、基本的に自転車の乗降を中心とした交通安全指導になるのか、内容に

については、どのような内容を、例えば通行時の旗、例えば登校班の班長だとか、ありますよね、止まれとか、こんなようなことがあると思いますけれども、その辺についてどのような指導をされているのか、お聞かせください。

○湯浅防災課長

小学校1、2年生につきましては、横断歩道の渡り方とか交通ルールについてお勉強していただく。その後、3年生からになると自転車の教習が入ってくるということになっていきます。

○石井委員

実住小学校と八街東小学校については、この講習がなかったということになるのでしょうか。また、違う形でそれは取り組んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○湯浅防災課長

委員が今おっしゃった2校につきましては、警察と市役所の職員で対応してございます。

○石井委員

かしこまりました。登校については、また新年度も間近に迎えますし、特に新1年生に関しては黄色いランドセルカバーを付けて、反射テープを付けてということになると思います。また、千葉県がチーバくん反射板ストラップというのが、たしか講習を受講してくれた方々に配布をしていたりとか、そのような啓蒙をされていると思いますので、これからも子どもたちの安心安全の登校については、きめ細かいご指導をしていただきたいというふうに思っております。

それではもう1点、予算書119ページ、概要説明書の178ページでございます。

選挙管理委員会事務局の担当だと思いますけれども、ここに主権者の教育ということで弁護士謝礼ということで計上されているようですけれども、明るい選挙推進協議会が設置して、身近な問題を取り上げて、選挙民への関心を高めるということで書いてありますけれども、この増減理由とこの主権者教育の弁護士費用の内容について、お聞かせいただきたいと思います。

○片岡選挙管理委員会事務局長

主権者教育につきましては、小学校を毎年1校ずつ、6年生を対象に模擬投票を実施しております。そこで、講師につきましては千葉県弁護士会にお願いしているところでございます。今年度までは、弁護士会については無償で実施していただいておりますが、来年度からは謝礼が必要となったことから、今回初めて報酬を計上するものでございます。

○石井委員

先ほど私が質問させていただいた主権者教育、この部分と、弁護士費用の、八街市の顧問弁護士がこれを兼務していらっしゃるのでしょうか。また、違う県弁護士会に委託をしてやっっているのでしょうか。

○片岡選挙管理委員会事務局長

本市の顧問弁護士とは別に、千葉県の弁護士会にお願いしているところでございます。だから、別となります。

○石井委員

小学校に1校ずつ、毎年1校ということですかね。それは模擬投票ということでございますけれども、これと例えば選挙管理委員会並びに教育委員会はどのような関わり合いになっているのでしょうか。ちなみに、平成30年度はどの学校で行って、平成31年度はどこでやるのでしょうか。

○片岡選挙管理委員会事務局長

模擬投票につきましては、明るい選挙推進委員さんの協力も得て、模擬投票を実施しているところでございます。

平成30年度においては八街東小学校の6年生を実施いたしました。来年度につきましては、もう決まっているんですが、ちょっと今資料がないので申し訳ございません。

○石井委員

ちなみに、八街東小学校は子どもがたくさんいると思うんですけども、6年生全員で、一堂に会して、例えば体育館なり視聴覚室でやられるのか、どのような形をとっているのか。議会側にはその主権者教育の取り組みが伝わってこないもので、その辺を教えていただきたいのと、先ほどの教育委員会との関わりも、わかれば教えてください。

○片岡選挙管理委員会事務局長

今年度実施した八街東小学校につきましては、6年生全員を対象に実施しております。内容につきましては、弁護士会の方で、仮の市長を選ぶという形で、3名が立候補ということで、それに対する演説とかを実施した中で、その後、投票をするという形になっております。

教育委員会とは、直接は関わってはおりません。

○石井委員

模擬選挙ということで、模擬投票ということになるんですかね。市長さんが3人出馬されて、政策論争をして、その政策において投票行動を決定していくと、このような関わり合いになるのでしょうか。内容について具体的にわかればお願いします。

○片岡選挙管理委員会事務局長

仮の市長選挙という形で、3人立候補していただき、その3人がいろいろ、市をどういう形で進めるかということで演説をしていただいた中で、生徒たちが共感した候補者に投票するという形でございます。

○石井委員

わかりました。小学校1校ずつだと、ほかの学校だと6年生は1回も経験しない方もいるわけですね。ですよね。そうなりますけれども、均一的にというか、逆にほかの小学校でも2年に一遍とか3年に一遍ぐらい、例えばそのような形で経験をさせていただけるような余地があれば、今後検討していただいて、八街東小学校の6年生の次は何小学校、何小学校と恐らくなると思うんですけど、6年生になるとこういったものを経験していくという形がとれないかと、このように思った次第なので質問させていただきましたので、その辺は内容を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（政）委員

予算書の107ページ、電算業務費についてお伺いをいたします。

項目の14です。使用料及び賃借料1億8千197万1千円について質問いたします。

まず、ソフトウェアの賃借料1億3千522万1千円、これの積算根拠。そして、これがもし入札であれば、どのような結果でこの1億3千522万1千円をここに計上しているのか、お聞かせください。

○水村システム管理課長

ソフトウェアの賃借料につきましては、平成28年度に契約をしてございまして、6年間の賃貸借契約という形になっておりまして、債務負担行為を設定しております。その中での6年分ですから、1年分を計上しているという形になります。

○林（政）委員

大変失礼いたしました、不明で。債務負担の1億3千万円、これは、結局債務負担をかけるということだから安く、長い年数を契約するということですから安くできると思うんですけども、その辺のこの賃借料について意見、担当課としての所見はどのようになっていますか。

○水村システム管理課長

平成28年度の契約時に、当然他の会社さんの見積もりも徴しております。その中で一番安価なところと契約という形になっておりますので、価格もかなり下がったという形で、我々としてはかなり安く契約はできているというように考えております。

○林（政）委員

ハードウェアの賃借料についても同じことが言えるのでしょうか。

○水村システム管理課長

こちらも同様でございます。

○林（政）委員

次に、19の中間サーバー・プラットフォーム運用経費交付金531万3千円が交付金に計上されておりますけれども、これはどのような趣旨になっておりますか。

○水村システム管理課長

こちらの中間サーバー・プラットフォームの運用経費につきましては、こちらを保守管理しておるのが、地方公共団体情報システム機構というところになるんでございますけれども、こちらが平成31年度に新しいシステムの方に更新をする予定でございます。こちらにつきましては、全国の都道府県及び市区町村で人口規模に応じて負担をするという形になっておりまして、それが231万円、残りが通常の運用経費に係る交付金という形になりまして、こちらにつきましては、全額国の方から交付金で補助が出るという形になっております。

○林（政）委員

そうしますと、この中間サーバー・プラットフォーム運用経費交付金というのは、全国の自治体が漏れなく加入していて、本市はそれの割り当て分として、この531万3千円を交付

金として出費するというところで、そのような解釈でよろしいですか。

○水村システム管理課長

今、委員がおっしゃったとおり、全国の都道府県、それから市区町村が加入していると、そこが人口規模に応じて負担をしているという形になります。なおかつ、この部分につきましては、国の方から交付金という形で全額補助をされるということでございます。

○川上委員長

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時15分)

○川上委員長

それでは、会議を続けます。

石井企画政策課長から発言を求められていますので、許します。

○石井企画政策課長

先ほど、丸山委員からご質問がありましたよしきりの利用人数がわかりましたので、報告をさせていただきます。

今、よしきりの利用者ですが、満床の50名ということですが、そのうち八街市民の利用はないということであります。

○川上委員長

次に、渡邊納税課長から発言を求められております。

○渡邊納税課長

先ほど、丸山委員からご質問がございましたペイジー収納、それからクレジット収納の関係でございますが、まず国の方からの通知というか留意事項等ということできておきまして、地方税制改正、地方税務行政の運営にあたっての留意事項等ということで、平成28年1月頃にきておきまして、コンビニエンスストア・マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納等の活用など、納税者が税を納付しやすい納税環境等について、平成29年7月からマイナーポータルの運用が開始されるので、地方においても検討するようというようなご連絡がありました。

それから、ペイジー収納、クレジット収納の導入にあたって、今回の委託料の予算計上がございますけれども、それに対する市税の方から回収できるのかというご質問だったかと思うんですが、この計画を当初検討、試算するにあたって、概ね3年から4年にかけて、単年度ではなくてその税収入によって回収するというような計画でございました。

現在、見込みとしては0.1パーセントアップということを考えておきまして、それを毎年、5年ぐらいアップしていったら、最終的には今回の委託料について回収を図ろうという考えでございます。

○川上委員長

それでは、質疑を続けます。

質疑はありませんか。

○丸山委員

今、0.1パーセントアップのために委託料は3年、4年かけて、長期にかけて回収をしていくということのようだったんですけれども、わずか0.1パーセントのためにこれだけの税金を投入しなければならないのかというのは、大変疑問を感じるところであります。

次に、182ページの印旛郡市広域市町村圏事務組合についての質問でございます。

これは、八ッ場ダム建設出資金1千887万5千円があるわけですけれども、これは最終年度となるわけですけれども。

○川上委員長

丸山委員、4款になっています。

○丸山委員

はい。

○川上委員長

ほかに総務常任委員の質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了します。

総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○小高委員

予算書103ページからお伺いたします。

先ほども出ました喫煙所設置工事の件ですが、位置を聞いて、先ほど改めて見たところ、第2庁舎が解体された後ですと通りからかなり目立つ場所になってしまう。さまざまな自治体を見てみると、かなり奥だったり目立たないところに作るケースが多いんですが、もう一度検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○會嶋財政課長

第2庁舎解体後、整地した中で第3庁舎の南側、簡単に言うと第2庁舎から見える側です。そこには目隠しの簡易フェンスを設置する予定になっておりますので、一応フェンスで隠れる場所ではございます。

○小高委員

また、同じ103ページから、空調設備の設計業務委託をするわけですけれど、昭和56年当時の設計書等を見れば、設定業務を改めてしなくてもいいのではないかと。本来、職員が設計業務、また管理業務を行えばいいところを、恐らく業務委託するわけでしょうけれど、この設計業務に関しては、旧図面から起こすことによって、予算の削減が図られるのではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○會嶋財政課長

専門的な見解ですと、そういうお話になろうかと思いますが、正式な資格を持った人間が正式なもので最終形態のものを作らせるためには、委託料が必要と考えます。

○小高委員

予算書の111ページ、婚活支援事業についてお伺いします。ここで司会者手数料4万円が計上されているわけですが、これはどのような方があたられるのかお伺いいたします。

○石井企画政策課長

来年度の運営方針ですが、これから決定するような形になるので、まだ具体的な策については考えていないんですが、以前は296の関係の職員を司会者としてお願いした経緯等がございますので、そのような形で外部に委託することを想定しまして、計上をしております。

○小高委員

市職員で独自の手づくりでということも企画しての司会者選考だったのか、お伺いいたします。

○石井企画政策課長

ここ数年は、企画政策課職員が司会を務めて行っておりますが、いろいろアンケート等、事後調査等を行っておりますので、それを踏まえた上で、また運営のあり方について検討をいたしまして、その中で司会が必要だと判断したときについては、この予算を活用させていただこうという形で計上はさせていただいておりますので、まだ具体的な内容については、申し訳ありませんが、検討しておりません。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

すみません、1点だけ。予算書101ページの、先ほど石井委員から質問のあった需用費の光熱水費について質問しますが、これは、概要説明書を見るだけで、これはすごいわかりやすくていいというふうに思ったんですが、電気会社も変えて削減を図っているというのはすごくわかるわけですが、庁舎を挙げて、全庁を挙げて削減に取り組んでいると思いますが、その点について、どのような指示というか、どのような方針でこの削減に取り組んできたのか、伺います。

○會嶋財政課長

具体的にこういう策というわけではなく、そもそも当初予算の考え方というのは、通年型予算というのが、私ども管理者の方針では指示しているところでありまして、その際にも要求があった段階の額を、例えば昨年データですとか、現年の途中経過のデータですとか、その辺を参考に、この予算の中でやってくれというような、そういった考え方でお願いしているわけで、ただこれは、これも数字に限らずその需用費、特に電気、燃料については、この予算に限らず幾ら頑張っても足りないものであれば、当然補正をしなければ施設そのものが稼働しなくなりますので、その点についてはしっかりと検証した中での追加というのは、当然ございますが、当初予算の段階では、絞った絞った中で、この企画で1年間何とかやってくれというような指示と、あとは日頃の生活の中で、例えば小まめに電気を消せですとか、あとは使っていない時間は当然電気を消せですとか、特にこの庁舎の中につきましては、今まで無造作にあった冷蔵庫を回収して1カ所に集中したですとか、そういったことを各担当には話はしてはございます。

○山口委員

わかりました。

1点ちょっと言いたいのは、例えば八街市の庁舎は顔なわけです。例えば夕方、暗い時間帯に、例えば廊下が暗くなっているとか階段を上る際に足元が見えないというふうになると、利用する側とすれば、ちょっと危ないなというふうに思ってしまうところがあるので、過度な節電は控えていただいて、しっかりとしたところには使っていくような節電の仕方は考えていただいた方がよろしいかなというふうに思います。

以上です。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員

それでは、1点だけ、ちょっと確認を含めてお聞きしたいんですけども、予算書が107ページ、概要説明書47ページ、先ほど林政男委員の方から、システム管理のところでお話があったんですけども、この中で、先ほどの答弁の中で、中間サーバー・プラットフォーム運用経費交付金ということで531万3千円というお話の中で、これが全て国の方からの交付金になるという答弁を先ほどいただいたと思うんですけど、これを国、県の支出金の欄を見ますと、361万7千円というような形で記載されているんですけども、これはどういった内容になるのか、ご説明をもう一度お願いしたいんですが。

○水村システム管理課長

まず、このプラットフォームの関係でございますけれども、このうち239万1千円、こちらが平成31年度に予定しております新しいシステムへの更新のための費用と、こちらが予算書の方でいきますと70ページ、こちらの国庫支出金、国庫補助金の中の総務費国庫補助金、特定個人情報の提供等に係る電子計算機の設置等の委任に係る交付金という形で、239万1千円が補助金として交付されてきます。

それから、531万3千円のうち239万1千円が新しいものに更新するための費用と。そのほかの部分につきましては、通常の今現在稼働している中間サーバー、こちらの保守管理に要する費用ということで、例年これは負担しておるんですけど、こちらは交付税措置をされるというように言われておりますので、交付税の中で入ってくるという形になると思います。

○鈴木委員

わかりました。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで委員外委員の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の内1項7目について審査をいたします。

総務常任委員の質疑を許します。

歳出4款について質疑はありませんか。

○丸山委員

先ほどは失礼いたしました。182ページに印旛都市広域市町村圏事務組合水道事業の繰り出しということで1千887万5千円、これが八ッ場ダム建設出資金となっているわけですが、平成31年度は最終年度となるということで、この間、八ッ場ダム建設に関して、八街市が出資してきた出資金の総額はどのくらいになるか、お伺いしたいと思います。

○石井企画政策課長

これからの分も含めてですが、総体で2億5千108万6千円を計画しております。

○丸山委員

毎年何千万円というような形で出資をしてきて、総額が2億5千万円と、相当な額になっているわけですが、ここは、これから市長にお伺いしたいと思います。八ッ場ダムは、完成は平成31年ということのようですが、取水に向けて、印旛都市の広域市町村圏事務組合は、今後どんな取り組みをしていこうとしているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

○北村市長

実は、この件につきましては、災害時をどうするんだということで、その議論がいつも7市2町の会議の中で出ております。いわゆる、八ッ場ダムで八街市がそうしたことになったときに、どういう立場をとるんだということで私も発言したんですけども、災害時は、インフラが大変な危機になります。そういうときに暫定井戸はどうするんだということで、災害時については柔軟に対応したいというような発言をいただいておまして、県の方からはまだはっきりとした答弁はいただいておりませんが、災害時の対応については、一定の柔軟性は少し出てきたのかなといったことでありまして、八ッ場ダムに関しての議論はしっかりしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

八街市につきましては、今、県水の使用料の単価が先般、水道の担当課がないのであれなんですけれども、そういった意味で、県も努力しております。印旛広域の中で県水の単価も一定の努力をされております。しかしながら、八街市の今の水道単価につきましては、いろいろこれから努力しなければいけないんですけれども、市民に負担をかけないような方向で今努力をしております。

○川上委員長

会議中ですが、執行部の皆さんに申し上げます。

歳出4款衛生費、歳出8款消防費、歳出11款公債費、歳出12款予備費に関する職員以外は退室して結構です。

しばらくお待ちください。

(職員退室)

○川上委員長

それでは、質疑を再開します。

○丸山委員

暫定井戸の問題はこの間も県に申し入れをしてきたということで、暫定井戸が今後どうなるのかという点も、大変不安でございます。

それと同時に、ハッ場ダムが完成しますと、今のままで取水ができるわけではなくて、広域化の問題が出てくるわけです。この広域化に対しては、八街市はどのような対応をとろうとしているのか、その辺についてはどうなんでしょうか。市長です。市長しか答える人がいない。市長はわかるんじゃない。

○北村市長

広域化につきましては、今担当がいないので的確な答弁になるかどうかわかりませんが、基本的には、市民に対する負担が増えない努力、あるいは取水については人口減少等々を踏まえまして、どの程度が八街市にふさわしいかというその辺については、今いろいろ議論をしている最中でございます。

○丸山委員

広域化はもう間違いはなしと、県の方がもうそういう方針を出しているわけですね。今市長が言われたように料金の高騰、これは広域化することによってあってはならないということで、ぜひ、各自治体に水余り問題、また料金高騰に直面する、そういうことにならないように、ぜひその対応をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員会委員の質疑を終了します。

総務常任委員会以外の委員の質疑を許します。総務常任委員以外の質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、執行部の皆さんに申し上げます。

歳出8款消防費、歳出11款公債費、歳出12款予備費に係る職員以外は退室して結構です。

(職員退室)

○川上委員長

それでは、再開します。

次に、歳出8款消防費について審査します。

総務常任委員会委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは227ページ、備蓄倉庫240万円についてお伺いするところであります。

新年度は神田と砂会館ということのようですけれども、避難所のうちあと備蓄倉庫設置は2カ所が残っていると。これは今後どのような計画で作られていくのか、お伺いいたします。

○湯浅防災課長

指定避難所につきましては、現在、平成30年度で24カ所の整備が終了いたしました。残る3カ所は、平成31年度に2カ所、ただいま委員が言われました神田集会所、砂会館を予定しております。平成32年度と申しまししょうか2020年度で文違コミュニティセンターを整備して終了となる予定でございます。

○丸山委員

大変長い間かかっていたの備蓄倉庫の整備だったと思うんですが、今度は中身の問題だというふうに思います。現在、備蓄率はどのくらいになっているのか、各倉庫どのようになっているのか、おわかりでしょうか。

○湯浅防災課長

申し訳ありません。備蓄率というのは出しておりませんが、主食で申し上げますと、現在3千人分の備蓄が用意されてございます。

○丸山委員

6弱の被害を受けたときには、約2千900人が対象の計算になっていたというふうに思います。先だって質問したときに、総務部長からは、6弱であれ、6強であれ、対策の方法は変わらないということと言われて、これでは3千人分では足りないと思います。主食だけではなくて、障がい者関係の備蓄関係もかなり不足しているのではないかというふうに思うんですが、そういう意味では不足率というのはどのくらいになるのか。6強で、備蓄率を高めていくのか、あるいはあくまでも6弱でやっていくのか、まずそこら辺からお伺いいたします。

○湯浅防災課長

当面、先ほど委員がおっしゃった避難所内避難者予測が3千900人でございます。ですから、当然備蓄量としては足りていないということになりますが、我々の方は災害に備えまして協定を結んでございます。食料・生活物資に関しましては、6社と協定を結んでおりまして、足りない部分について、例えばすぐに災害がということであれば、そちらの方の協定を発動したいと考えております。

○丸山委員

では、その充足率というのは、一応3千人分は今ありますよと。3千900人分が必要なんですよと、その3千900人分については、当面いつぐらいまでに補足していこうとしているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○湯浅防災課長

とりあえず、限られた予算内で行っていく事業でございますので、まず神田、砂への備蓄を考えておりますので、そちらを充足させて、順次増やしていきたいと考えております。

○丸山委員

これからは、段ボールのベッドであるとか、仮設用のトイレ、洋式トイレですね。そういったもの、あるいは障がい者に関する備品等、そういうものも用意していかなければなら

いんじゃないかということで、今限られた予算ということを言われたんですけども、いざというときに、協定を結んでいるから大丈夫だではなくて、今から少しずつ準備しなければならないと。一定の予算は投入しなければならないのではないかというふうに思います。

新年度の備蓄品費は205万円ということですけども、今後もこの程度のもので対応されていくのでしょうか。

○湯浅防災課長

はい、当面この規模で備蓄を増やしていきたいと考えております。

○丸山委員

この間も、先月も政府の地震調査会が日本海溝沿いの地震の長期評価を更新しわけです。八街市は相模トラフ、マグニチュード8程度ということが出されています。これは26パーセント以上の確率ということですけどね。やっぱり、そういう点では震度6弱程度の対応でいいのかなというのは、改めて感じたところですけども、いま少し、その辺はきちんと強化させた対応、対策が必要ではないかというふうに思います。そういう意味では、防災予算を、これはもっと増やさなければならないんじゃないかなというふうに思います。

今、ちょっと會嶋課長はいらっしゃるんですけども、そういう点では防災予算についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○會嶋財政課長

財政課長という立場で言わせていただければ、要望されたものが、果たして今本当に必要なものか、それはねばならないものなのか、そこまで来る過程はどうなのかというところを十分精査した上での予算配分というか予算計上という形になります。

それで、先だって委員がおっしゃっていた質問があった翌日だったか、また北海道で大きな地震がすぐあって、あのときにやっぱり待っててくれないんだなということで、私も実感はしたところでございます。

それで、実際に経験をしていない、八街市の場合は大きな災害が幸いにもなくて、経験をしていないというところで、どこまでが、どの程度、どういう形で必要なのかというのが、まだ私たちを含めて職員自らがあまり感じられるものが、ちょっと少ないのかなという気がしますので、これは担当課とも十分精査した中で、あとは計画論の中の話になろうかと思うんですけど、その中で、あって多過ぎて困るというようなものでは当然ないとは思いますが、その部分も含めた中で十分な精査をさせていただきたいと考えています。

○丸山委員

先だっても申し上げましたけれども、6弱と6強の被害状況、これはもう雲泥の差があるわけですね。6弱と6強の家屋の倒壊率の問題に関しては13倍もの差がついてしまうと。ということは、それだけ被害がほかにも及んでいるということなので、そういう点ではこの防災に関しては甘く見てはならないと。この八街市が市民をしっかりと守っていくという、そういう防災対策にしていかなければならないと。

先だって、交進小学校で交進学区の防災訓練がありました。やっぱり参加した皆さんは、参加してよかったねというそういう声が上がっているんですね。それは常日頃から危機感を

持って、みんなで協力して、いざというときにはねという、それが必要だと思うんです。やっぱりこの数値を甘く見ていると、そういう緊急、緊迫感というのはなかなかないですね。私はこの八街直下の地震をどうするのかという、その立場にぜひとも立っていただきたいと。

それともう1つ、防災訓練になってしまうんですけども、高齢者が参加できない。これからは高齢者も参加できる形の防災訓練も考えないと、これはいざというときには大変なというのを感じました。ぜひとも、そういう意味で充実させていっていただきたいというふうに思います。

それと、あとは非常時消防のところでお伺いしたいというふうに思います。229ページです。

229ページですけれども、これは消防団員の報酬の問題であります。先だっても一般質問で山口議員が質問されておりました。これは出動に対しての手当てを見直しますよというような答弁がございました。確かに、八街市の消防団に対する手当というのが大変低いと、ぜひともこの出動に対しては早急な対応が必要であるということでございます。

それぞれの自治体では、火災に対して幾ら、風水害に対して幾ら、警戒に対して幾ら、訓練に対して幾ら、またその他に対しては幾らということで、それぞれ手当が決まっています。今後、八街が手当を増額していくんだというような答弁があったわけですけれども、どういう形での検討がされているのか、その辺はどうでしょうか。

○湯浅防災課長

今、丸山委員がおっしゃったように、他市町村では1回当たり幾らの出動手当を支給しているところがございますが、八街市は、一般質問でもございましたが、年額支給ということで不公平を感じられるような手当支給の実態になっておりました。これにつきましては、市長からの指示のもと、今現在どういった支給が妥当なのかということ、いろいろ支給事務処理を急いでいるところでございます。

○丸山委員

ぜひ、消防団の皆さんの本当に体を張っての、特に火災・災害時、そういう皆さんに比べられるような内容にしていきたいというふうに思います。

それと報酬です。これも大変全国的には低いからということで、国は処遇改善を図るために、交付税単価を3万6千500円に引き上げているわけです。しかしながら、八街市はいまだに2万5千円ということで、この佐倉市、八街市、酒々井町、この2市1町の消防管内から見ても、酒々井よりも1万円も落ちていると、低いということで、これも改善していく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺について、担当課はどんなふうにご検討なのか、お伺いいたします。

○湯浅防災課長

ご指摘の報酬につきましては、たびたび指摘されているところでございます。県内の平均団員報酬を見ますと、若干ですが平均よりも低いというような八街市の位置でございます。

ただいま、出動手当の方を充実させるべく事務を進めておりますので、報酬につきましては、財源の問題もございます。さらに検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

国の方は交付税措置をしているというわけですから、3万6千500円をね。この交付税措置がされているのなら、これを保証していく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。午前中にも地方交付税のあり方が大変ゆがめられていると、交付税措置がありながら、きちんと自治体では対応できないような状況にあるというのが、つまりここのことだというふうに思います。

そういう意味では、地方交付税のあり方を質していただくと同時に、地方交付税できちんと予算化されておりてきているというのであれば、これは消防団員にきちんと支給していくべきではないかというふうに思います。

市長、その辺について、どんなふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○北村市長

消防団員につきましては、それぞれ家業を持ちながら、八街市民の安全安心のために本当に昼夜頑張っていただいておりますので、改めまして、各消防団員に心から御礼申し上げる次第でございます。

今、報酬等々について検討せよというようなご質問でございますけれども、先ほど担当課長から話があったと思いますけれども、まずは出動手当を、近隣市町村と同程度にのしなさいということで、私の方で指示をしたところでございますので、それに沿って、まずは努力してまいりたいと思っております。

○丸山委員

2市1町の、市長が言われる近隣と言われますと、火災・風水害・警戒・訓練・その他トレーニング、平均して1千500円ずつ佐倉も酒々井も出ているわけです。それでも報酬は低いわけです。八街市の酒々井よりも1万円も低いと。同時に、これは見直しをしていかなければならないのではないかというふうに思います。ぜひ、出動手当だけではなくて、報酬についてもきちんと見直しをしていただきたい、このことを申し上げます。

以上です。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（政）委員

予算書227ページの19款自主防災組織運営費250万円についてお伺いします。

本年度、この250万円については、どのような経費でしょうか。

○湯浅防災課長

この自主防災組織の費用でございますが、市といたしましては、組織の設立の際の予算の範囲内で資機材購入費の補助を助成しているというところでございます。

○林（政）委員

本年度5団体を予定しているということですが、それはどこでしょうか。

○湯浅防災課長

現在、その設立に向けて努力をしているところでございます。

○林（政）委員

ということは、まだ決まっていないということですね。

これは、設立のときに、私の知っている範囲では、たしか50万円の準備金みたいなことで、今まで設立されて、私が聞いている限りでは、ちょっと先細りしている団体もあるようにお聞きしておりますけれども、これ50万円を、その辺は防災課としてはもう把握されているんですか。この250万円はこれから使うことなんですけれども、今まで自主防災組織を設立したところは機能しているのでしょうか。

○湯浅防災課長

今、3月1日現在で、組織は20組織されてございます。活動カバー率といたしましては42.8パーセントということで、かなり団体数としては伸びてきているところでございます。

ただ、その後の活動ということになりますと、それぞれの自主防災組織での活動となりますので、活発に活動されている団体とそうでない団体があろうかと感じております。

○林（政）委員

たまたま私が存じ上げているのは、その後者の方ですね。積極的じゃない方があったものから、せっかくこの防災組織を立ち上げて機能しないのではないかというおそれがあります。それで、上に立つリーダーの方、この方たちも育てないと、なかなかこの自主防災組織というのは成り立たないと思います。また、各委員から指摘があるように、八街市は防災に強いとか地震に強い、そういうもう先入観が、私もありますけれども、ありますので、なかなか立ち上がりづらい。当初、県からの補助金で始まった、50万円ずつ県の方からきたというふうに認識しておりますけれども、今後とも防災にご尽力をお願いします。

最後に、消火栓維持管理費及び消防施設設備維持費についてお伺いします。

消防の補正でもありましたけれども、せっかく貯水池の予算を計上しても、地権者のご理解を得られないで、なかなか貯水池の建設が進まないということがありましたけれども、本年度についてはいかがでしょうか。

○湯浅防災課長

従来の防火水槽の設置箇所を選定につきましては、消防団分団の方に全市を対象に依頼していたというような状況でございました。今年度からは、水利の状況を考慮しまして、ある程度地域を絞った上でお願いをしていくという形で、設置箇所を選定していきたいと考えております。

○林（政）委員

これは市長にお伺いしますけれども、市長もよくご存じだと思うんですけれども、先般補正予算のときも申し上げたんですけれども、八街市は北総中央用水事業で、末端の加圧機場を整備しております。ほとんど計画の終盤を迎えておまして、かなりの地域で加圧機場が整備されています。ある地域は八街市北総中央用水、それから消防と連携して、貯水池機能を持つということで、協定を交わしている地域もあります。八街市は全体にこの加圧機場を利用すれば、かなりの保水能力あるいは貯水池能力、それから万が一火災が発生した場合の補給といたしますか、保水といたしますか、貯水池を空にしたときに戻す水、そちらにもかなり貢

献できるのではないというふうに思います。

ファームpondから加圧機場までは常時水が一定の圧力でできていますから、ここから取水すれば新規に貯水池を利用を求めてやるよりも、かなり効果的ではないかというふうに認識しておりますけれども、今後のそういう予算を組み入れていった方がいいんじゃないかと。この消火栓維持管理費あるいは消防施設及び設備維持管理費に匹敵するだけの効果があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○湯浅防災課長

現在、北総中央用水さんとは、消防水の確保につきまして協定を結ばせていただいているところでございます。しかしながら、加圧機場はその協定の対象となっておりませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

また、消火栓あるいは北総中央用水も大災害が起きた際には、水の供給がストップする可能性がございますので、やはり防火水槽については並行して増やしていきたいと、このように考えております。

○林（政）委員

これは、市長、北総中央用水の行政からの、防災からの面からも、この受益する農家だけではなくて、そちらにお住まいの行政人口、そちらの方も対象に、一体となってこの北総中央用水を活用した方がいいというふうに認識するんですけれども、市長、いかがでしょうか、最後に。

○北村市長

北総中央用水事業につきましては、この北総台地の畑作のための事業でございまして、今る進めているところでございます。今、消防機能ということで担当課長の方からも話がありましたけれども、その辺の最後の詰めについて、国としっかり、国営の所長をはじめ関係課長等とも協議がまだ済んでいないところもありますので、そのアタッチメント等を含めた中で、北総中央用水の消防機能というのは大変高いというふうに私は思っておりますので、その辺の連携あるいはそうした消防に対する理解を、私の方からも国の方へ話してまいりたいと思っております。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

では、2問、質問をさせていただきます。

自主防災の件でございます。227ページでございます。

林（政）委員から今質問があったとおりでございますけれども、今回5団体が仮に登録をしていくと、組織率は恐らく50パーセントに近くなってくる。ほぼそのような形になっていくのかなというふうに理解をしておるんですけれども、今まで自主防災組織をつくっていくというところに尽力をされていたところから、それぞれの自主防災が、それぞれの自主防災として役目をしっかり果たしていく。またその組織が充実をして、地域として自助・共助に特に役立てていくと、このような中身の充実に入っていく時期に来ているのかなというふう

に理解をしています。

その上において、この自主防災が約50パーセント前後なってくると、この横の連携、いわゆる隣の地域との自主防災の連携も出てきたりすると思うんですけれども、他市町村を見ていたりすると、自主防災組織ネットワークだとか連絡協議会だとかというのを立ち上げて行っている市町村が、約50パーセント前後が増えてきているんですけれども、そのようなお考えはいかがか、ご質問いたします。

○湯浅防災課長

平成30年3月末の数字ですが、自主防災組織の全国の活動カバー率は82.7パーセントです。千葉県は活動カバー率が63.5パーセント、八街市はまだまだ喜んでいられないという感じがございます。ですから、まずは組織の設立に重点を置いて、その後その連絡協議会等を検討してまいりたいと考えております。

○石井委員

実際100パーセントの市町村も結構出てきておりますので、組織の拡充率と、私が先ほど申し上げたところも視野に入れながら考えていただきたい。これはなぜかという、うちの地域でも3カ月に一遍、資機材の点検をいつもやっているんですよ。発電機とかチェーンソーとか、必ず役員というか地域の方が集まって、エンジンをかけてやっているんですけれども、いざというときに使えなくなったら困るよねと、消防団も来て一緒にやっているんですけれども、そういったことを常々やりながらなんですけれども。

今後、例えばそういった団体を維持していく上において、設立するときは、今は市から約半分ということで25万円ずつの助成をしているんですけれども、その組織を実際に運営していく段階になると、例えばその運営費というの、今後市からの補助が必要になってくることになると思うんですけれども、その部分に関しては、今計上はされていないようなんですけれども、今後運営していく、実際にそれを歯車として動かしていくところの予算というのは、今後考えていただければいかがかと思うんですね。そういった活動についてはいかがでしょうか。

○湯浅防災課長

自主防災組織に加入されている方は、非常に少ないような状況でございまして、活動費の工面というのが問題になっているということは認識してございます。今後は、財政課とも協議しながら、運営費の補助についても検討してまいりたいと考えています。

○石井委員

うちの上砂の自主防災については、区と連携して、区の役員もきて機械点検にも携わってもらっています。ですから、区から活動費もいただいたりして、お茶代ぐらいだと思ってしまうんですけれども、活動しておりますので、また財政も含めて検討、そんな多額ではもちろんなくて、通信費ぐらいでよろしいのかと思うんですけれども、考えていただければありがたいと、このように思っております。

最後にもう1点、231ページ、消火栓の新設工事のことについてご質問させていただきたいと思っております。119万9千円のこの新設の箇所、この場所はどのような取り扱いになって

いるのか、ご質問いたします。

○湯浅防災課長

予定でございますが、文違で1カ所、大木で1カ所、四区で1カ所です。その3カ所が新設の予定でございます。

○石井委員

これは、地域から要望があつて、また消防団員の方から火災出動のときに利便性の要望があつて、このよふな設置の場所に至つてゐるのでしょうか。地権者の理解も含めてご答弁いただければありがたいと思ひます。

○湯浅防災課長

新設につきましては、水道管の更新に合わせて設置をしてございますので、要望とかではございませんで、そういった内容になってございます。

○石井委員

わかりました。

○川上委員長

ほかに総務常任委員の質疑はありませんか。

○小菅委員

今、石井委員の消火栓の設置の件でお伺ひしますけれども、バイパスが今度整備されてきますよね。そのバイパスにおいては、消火栓設備の計画はあるのでしょうか。

○湯浅防災課長

申し訳ございません。水道管の業務と関連しますので、ちょっと。

新設について、申し訳ございません、今四区と言ひましたけど、四区はございません。文違と大木の2カ所になります。申し訳ございませんでした。

○小菅委員

じゃあ、バイパスじゃないんだ。

○湯浅防災課長

それで、そのほかの新設については、ちょっと今伺つておりません。

○小菅委員

それでは、予算書227ページ、概要説明書289ページ、防災備蓄倉庫の整備、備蓄資材等の整備ということで、賞味期限切れの品物、備品があるということで、それを入れ替へるということですがけれども、この入れ替へた品物は廃棄されてしまうのか、それともちゃんと有効利用されていくのか、お伺ひいたします。

○湯浅防災課長

賞味期限間近なものについては、防災訓練等に合わせて配布をしていきたいと思ひております。

○小菅委員

今年度訓練がございましたけれども、その節に使われたのかどうか、伺ひます。

○湯浅防災課長

今回たまたま、その賞味期限間近なものがございますので、県の方に依頼しまして、備蓄水とクラッカーをいただいて、それを配布いたしました。

○小菅委員

その件は了解しました。

概要説明書の同じ289ページの備品購入費です。備品購入ということで、インバーター発電機2台、ハロゲン投光器2台ということで出ておりますけれども、今は、ハロゲン投光器はもう、LEDの方が扱いやすくて、軽くて、寿命も長いというふうになっていますので、この辺の検討はどうされるのか、お伺いいたします。

○湯浅防災課長

ご指摘のようなこともございますので、購入時に金額等を確認しながら選定していきたいと思えます。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで、総務常任委員の質疑を終了します。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。

○小高委員

予算書の229ページで、消防施設整備事業費耐震水槽工事で防火水槽40トン級が1つ出ているわけですが、もっと小さな10トン級だったりがかかなり市内にあるわけです。それらの修繕費が削減された予算書になっています。平成31年度は、それら40トン級に満たないもののメンテナンスだったりはどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○湯浅防災課長

40トン未満の防火水槽につきましては、消防水利としてみなされておられません。そのために修繕計画等は持ってございませんが、どうしてもその地域に必要な防火水槽であるということであれば、修繕に応じていきたいと考えております。

○小高委員

防火水槽とみなされていなくても、地域では消防団は恐らく点検等をしているわけですよ。だから、それらに情報収集した中で、今の消防車というのはほとんど水を積んでいないような小さな水槽、タンクを積んでいる程度で、初期消火においては、もう少し小さな、それは認められていないというものがかなり有効ではないかと考えるところでございます。平成31年度に向けても、その辺はしっかり精査した上で、お願いしたいと思います。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。委員外委員の質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで、委員外委員の質疑を終了します。

次に、執行部の皆様に申し上げます。

歳出11款公債費、歳出12款予備費に関する職員以外は退室して結構です。

(職員退室)

○川上委員長

再開します。

次に、歳出11款公債費について審査します。

総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

質疑がなければ、質疑を終了します。

次に、歳出12款予備費について審査します。

総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

なければ、質疑を終了します。

総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

なければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長

ご異議なしと認めます。

明日は午前9時から委員会を開催し、経済建設常任委員会の所管事項を審査します。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時16分)